# 13. 貧困地区開発

13－1．近年の貧困地区開発援助事業の経緯

13－2．対象貧困の基準

13－3．貧困地区の分布及びその対象人口

13－4．貧困地区対策組織及びその活動

13－5．貧困地区の実態

13－6．貧困地区開発政策

13－6－1．政策の流れ

13－6－2．7・五計画以前の貧困地区開発政策

13－6－3．7・五計画における貧困地区対策

13－6－4．8・五計画以降の貧困地区対策

13－7．我が国、国際機関の扶貧プロジェクトに対する協力

# 13. 貧困地区開発

## 13－1. 近年の貧困地区開発援助事業の経緯

中国では建国後30年来、貧困地区がその様相を改善するのを援助するため、中央及び各クラスの党委、政府が克苦努力し、多くの優遇政策を策定し、また、多くの資金、物資を投入し、一定の効果を発揮してきた。しかし、現在においてみるところ、少なからぬ貧困地区において経済発展は緩慢であって、その変化もあまりなく、効果も理想的なものであったとは言いがたい（注１）。

こうした中で中国政府は、1982年頃から、甘粛省の定西を中心とした中部、河西地区、寧夏自治区西夏固地区を対象に援助することを決定し、1983年から実際に援助を開始し、重点的建設に入った。これが近年の貧困地区対策のはしりである。

次いで、1984年に到って、党中央と国務院は「貧困地区が可及的すみやかに面目を一新すべく援助することに関する通知」を発布した。

このころから、国務院の関係機関である各部、各委、たとえば財政部、人民銀行、農業銀行等が、老、少、辺の貧しく、経済の未発達な地区へプロジェクト援助や低利借款を毎年20億元供与することになった。

1985年から1987年にかけて、国は単なる救済から、「以工代賑」（貧困地区建設において、救済物資を労働力提供の代価として支払うことを以て、無償援助に代えた）によって貧困地区の道路建設、人畜の水飲み場等の基礎建設をおこなった。1988年からは中等以下の工業製品を以て「以工代賑」に当てた。

この間、中国の開放体制は益々進み、沿海地方と内陸、なかでも、貧困地域との格差は開く一方となり、問題が深刻化した。

1986年趙紫陽が四川、湖北省境の貧困地域を視察し、その結果、第７次五ヶ年計画期間中に50億元、毎年10億元を貧困地域（21の省 273の貧困県）のプロジェクトに利子補給付き借款を供与し、以てその「温飽」問題を解決することを提案した。同時にこの年に国務院内に貧困地区経済開発指導小組が成立し、扶貧の総合事業に責任を持つことになった。

これを受けて、国家機関および社会各界は1986年から立て続けに工作団、工作組を設けて貧困地区に派遣し、経済開発を援助した。その結果、1987年２月の春節直後に国家機関扶貧工作報告会（第一回）が開催され、かつて、国務院が提出した貧困地区の開発建設、脱貧到福を援助し、支援して行くことが今や社会各界にとって、栄えある任務、歴史的な責任となり、国家機関はそのモデルとして、率先して推進していっていることが明らかとなった。その結果、1988年の国家機関扶貧工作報告会の席上、29国家機関が表彰された。

1987年６月には全国牧区工作会議が開催され、７・五計画期間中に国は毎年 5,000万元の扶貧プロジクト利子補給借款を供与することを決定した。これらは主として牧区の貧困

地区を対象とした。

1988年2月に国家機関第二回扶貧工作報告会が開催された。他方、中国全体の経済社会の発展に従い、こうした貧困地区開発を政府のみに委ねるのではなく、民間でも援助すべきとして、「貧困地区発展基金会」が設立された。

## 13－2. 対象貧困の基準

1986年6月、国務院弁公室が、各省、自治区、直轄市人民政府および国務院各部に対し発出した、国務院貧困地区経済開発指導小組の第一回全体会議紀要の通達において、貧困地区のひとつの基準として、一人の平均年収が 150元（1986年現在）以下のかなりの広がりのある貧困地区をひとつの開発の重点的対象とし、その開発には省、自治区、直轄市がそれぞれ責任を持って、マンパワー、財力、物力を集中的に投資し、的を得た対策を探ることを指示している。これからみて、 150元がひとつの基準といえる。

これが1987年11月に開催された南方9省、区（広東、広西、福建、雲南、貴州、四川、湖南、江西、浙江）を対象とした貧困地区経済開発座談会において、「中国の一人の年平均 200元以下の低収入農家は1980年の全農家に占める比率が、61%から、1986年には11.3%に減少した。」としているところをみると、この頃になって一人の平均年収 200元がひとつの基準であることが解る。その後の文章では大体この 200元がひとつの基準となった。しかし、最近では近年の物価高騰により、この 200元の基準を達したとしても、とても十分な再生産投資には回せない状況である。

## 13－3. 貧困地区の分布及びその対象人口

中国における貧困問題は当初は山区の問題から始まっている。その後、山区の問題に合わせて、この10年間の改革開放政策の下で、さらに広範な貧困地区とそれ以外の地区とでは経済格差が拡大し、貧困問題はとりわけ大きな問題となった。

特に、貧困地区の多くは革命戦争時代の紅軍の根拠地である老区、少数民族居住地、辺境地区であり、この三つを総称して、老少辺窮区と称し、貧困地区の代名詞となった。

その範囲、省、自治区の数でいえば殆どの省・区が貧困地区を抱えているといえる。1986年に国務院が決定した7・五計画期間に50億元の援助資金供与の対象地域として、21省、区、 273県を取り上げている。

また、1987年、援助資金を供与した貧困地区、21省、区、市、 995県市について、会計検査を行っている。

さらに、1990年2月に中国貧困地区発展基金会会長項南によれば一般的に山区であり、「老、少、辺、窮」区と呼ばれており、全国で22地区、内訳は東部沿海地区3地区、中部

地区８地区、そのうち２地区は西部地区にまたがり、西部地区は11区であるとしている。

すなわち、貧困地区の大きな部分は国土の 2/3を占める西部地区にある。この西部地区は高地、寒冷地、乾燥地であり、地理的に工業、農業、交通、文化等がいずれも未発達、社会の発展程度も低い。さらに、少数民族の居住地区（1986年国家重点扶貧県 331県のうち、少数民族県が 141県42.6%を占める）では、各種宗教の信者が比較的集中している。少なからぬ地方が革命老根拠地であるとしている。しかし、エネルギーを含め資源的には潜在力は豊富である。その対象人口は1985年が 1.1億人であったが、1989年末には4,000万人に減少したといわれる。

## 13－4. 貧困地区対策組織及びその活動

(1) 1984年、中共中央および国務院は「貧困地区が急速に相貌を改変することを援助することに関する通知」を発布し、貧困地区の「温飽」問題を解決することを促したが、その中の一項として、各省、自治区は「貧困山区工作指導小組」を成立し、各種措置が順調に進むことに責任を持ち、検査する必要があるとした。これを受けて、多くの国家機関が貧困地区援助に乗り出した。

(2) 1986年、国務院に貧困地区経済開発指導小組が設立され、その主要業務は、①調査研究の組織、②貧困地区の経済開発の方針、政策、計画の策定、開発建設中の重要問題の解決を調整する経験、交流を総括し、検査する等である。

(3) 1986年、国務院貧困地区経済開発指導小組の第二次全体会議紀要において、国家機関および社会各界全てに貧困地区に対する関心と支援を呼びかけた

(4) 1987年、国家機関扶貧工作第一報告会が開催され、国家機関のいっそうの扶貧工作を呼びかけた。1988年の第二回報告会では、過去一年の活動が評価され、国家機関を中心に29の機関がその扶貧活動が評価され、表彰された（図13－１、表13－１）。

(5) 1989年、「貧困地区発展基金会」が設立され、政府以外、たとえば国際的な民間活動、国内の公私企業、あるいは団体、個人からの援助を受け入れることとなった。

## 13－5. 貧困地区の実態

「'90 年代のより一層の扶貧開発工作に関する要請（注２）」によれば、1989年末現在において、貧困地区（一人当たり年収 200元以下）人口は、 4,000万人まで減少したとは

いえ、いまだ「温飽」の問題を解決しえないでいる地区の実態は次のようなものである。

(1) 自然条件および社会状況

自然条件はこれら地区が西南、西北の深山区で自然条件が劣悪であり、時にはダムの水没地区であり、社会の発展程度も低く、少数民族地区が多く、自然災害の多いところである。

(2) 生活条件

生活、生産条件は人畜の飲料水にもこと欠き、風土病が多発し、非識字者が35%、とりわけ少数民族区では60%前後となる。山区の半数以上の村には道路がなく、半数に近い家に電気がなく、経済力が低く、当該地方政府は財政難である。これらの地区は7・五計画期間中に救貧から取り残されただけであって、きわめて厳しい条件下にある地区である。

(3) 貧困地区のＧＮＰ

1985年～1988年までの間、国が重点的に援助した貧困地区328 県のＧＮＰは 402.3元から 663.6元に上昇したが、全国平均と比較すれば、最近では毎年格差が 6.3%拡大し、この3年間の一人当たりの収入差でいえば、年平均20元の差が開いている。

(4) 必要な対策

起業することが基本であり、地場資源の開発、科学技術に依拠した健全なサービス体系を確立すること。地域の主柱となる産業を育成すること。単純な原料生産から加工業へ発展させ、自給・半自給経済から商品経済への移行が必要である。

それにより、地域としての十分に収入を得る道を樹て、人畜の飲料水の確保、地区内の行政村への電気、道路の便宜、風土病の抑制、初等教育の普及、人口増の抑制、森林の保護、水土流出の防止、生態環境の改善が計られる必要がある。

## 13－ 6. 貧困地区開発政策

### 13－6－1. 政策の流れ

すでに述べたとおり、中国においては1949年の新中国設立以来、この貧困地区の問題は大きなテーマとなり、その状況改善のため多大な経済支援を行い、救貧対策を実施してきた。しかし、これが必ずしも十分な成果を上げたとはいいがたく、1984年頃から本格的に貧困地区開発問題に取り組み、とりわけ7・五計画期間中に大きく前進した。

その結果、1985年に 1.1億人いた貧困層が、1989年末には 4,000万人に減少し、また、

この間に、貧困地区のＧＮＰも大きく伸びたことはすでに述べたとおりである。これからみても、７・五計画期は救貧政策のひとつの重要なエポックであった。しかし、これとても十分でなく、８・五計画に向けて、一層の貧困対策事業が求められている。

最近の、また今後の貧困地区対策の骨子は次のようなものである。

(1) 単なる救済から殖産のための援助へ

(2) 生活のための基本条件の整備、特に飲料水の確保、医療施設の改善と風土病の撲滅、非識字状態の解消

(3) 社会インフラの整備、道路の整備、電気の供給等がある

### 13－６－2.　７・五計画以前の貧困地区開発政策

1984年に中共中央、国務院が発した「貧困地区がその面貌を急速に改善すべく援助に関する通知」において、当面は過去の国がこの種の地区の困難を解決するために多くの資金を投じたが、成果は微々たるものであったと認識し、その原因として、過去の施策が完全に実際から出発していなかったことに求めている。すなわち、国の援助資金は土地がよく、発展の可能性の高いところに多く使用され、また、相当部分は分散使用され、あるいは転用や単なる救済に使用されたりしたとしている。

こうしたことを反省し、その後の援助に当たっては、より一層地域自身の力によって、地域の特殊性に照らし、地の利を活かし、長所を伸ばし、短所を押え、十分に地域の資源を活かし、商品経済を発展させ、地域内の経済力を活性化しなくてはならないとした。

仮に国家がこれら地区に財政援助をしなければならないならば、単なる救済の視点からでなく、この資源を活用すべきであり、たとえば林業、牧畜業、加工業、採鉱業およびその他多様な経営をすべきであり、それによって、合理的な生産構造を確立し、平地や町との経済上の連係をなし、自然経済から、商品経済へ脱皮する必要がある。このため、行政当局は山区に対し、企業経営（農業を含め）の主導権を持たせ、免税措置等の優遇策を与えることであるとした。

さらに商品経済の活性化、教育投資の拡大をはかるべきである、としている。

### 13－６－3.　７・五計画における貧困地区対策

６・五計画最後の年、1985年末において、貧困人口は1.1 億人であった。すでに述べた通り、近年の貧困対策は1986年頃から本格化しており、したがって７・五計画期間に入って本格化したといえる。

まず、７・五計画期に入った1986年に、国務院の中に貧困地区経済開発指導小組が設立され、一元的に貧困対策を策定することとなった。

７・五計画案によれば次のとおりである。

老革命根拠地に対しては、「交通運輸を発展させ、山区の商品経済を発展させる。可及速やかに山区の農村牧畜業の加工業、養殖業を発展させる。資源条件にもとづき、小鉄鉱、小炭坑、小水力発電所を建設する。経済の発展した地区はこうした地域を援助する。」

少数民族地区に対しては、「これら地区の資源の優位性を発揮せしめ、農牧業の生産条件を改善させ、食糧生産、草原建設、植樹植荘事業を発展させ、生態環境の良好な循環を促進させる。エネルギー、原材料工業を発展させ、輸送条件を改善する。民族交易、民族特需用品の生産を発展させる。民族教育及び文化施設の建設を強化する。」

辺境地区については、「農林牧の副業および地方工業の発展に努力し、条件の整った地方では小額の辺境貿易を展開させる。」

以上の三地区に対する総合的施策は「老、少、辺、窮地区に対し、継続していて、援助政策を実施し、それら地区の税負担を軽減させる。さらに発展地区や都市のこれら地区に対する支援事業を組織化する。」

注２の資料によれば、1988年末において、各省区の貧困保護家庭のうち、60％前後が「温飽」問題を解決した。

また、国家が重点的に援助していた 300余県のうち、 1/4が「温飽」線を超えた。ここまで順調に貧困対策は進行したといえる。

７・五計画中の詳細な貧困地区対策は次のとおりである。

(1) ７・五計画期間中に大多数の貧困区の「温飽」問題を解決することを目標とする。

(2) 扶貧プロジェクトへの利子補給借款が「温飽」問題の解決に十分力を発揮するようにし、その回転ができるだけスムーズにいくようにする。

(3) フィルム被覆交雑メイズを大いに普及させ、貧困地区、乾燥地区の食糧問題を解決する。

(4) 引き続いて、人畜の飲料水欠乏、ダム建設移転者の生活安定、地方の風土病の防治事業を進める。

(5) 国の６億元の援助金により、低度の工業製品を以て「以工代賑」を行う。

(6) さらに各国家機関等は、西北、西南の貧困面積が大きいので、出先と連携をとって援助活動を行う。

(7) 貧困線を脱した貧困層に対し、さらに省内の平均層に近づくよう援助する。

(8) 援助資金および援助物資をよく活用して、経済公益を上げるようにする。そのために資金の管理を十分にし、集中して使用する。

(9) 扶貧経済企業を興し、発展した地域と貧困地区との連係を強化し、高収益な投入産出機構を作る。

(10)健全な事務機構を作り、幹部の訓練を強化する。

13－6－4.　8・五計画以降の貧困地区対策（注3）

7・五期間中、すなわち、1985年～1989年の間に貧困地区の「温飽」の問題は大きく改善された（一人当たり年収 200元以下の者が、1985年の 1.1億人から1989年には 4,000万人となった）。また、多くの貧困区で「温飽」の問題が解決されたことは、7・五計画期の貧困対策の大きな成果である。

しかし、いまだ未解決な問題も多く、次の点が指摘される。

(1) 現在においても依然として、一部の地区では「温飽」の問題は解決されていない。さらに残されている地区は一般に西南、西北の自然条件の劣悪なところであり、深山地区が多く、道路も未発達であり、さらに災害の多発地区でもあり、扶貧事業を展開するうえで、こうした生産、生活条件が極度に劣るところであり、事業の推進には幾多の困難が横たわる。

(2) 「温飽」の問題が解決されたところでも、不均衡と不安定さがつきまとっており、完全に解決されたとはいい難い。また、 200元は一応の基準としてあるが、現在のような物価高の中では 200元の収入では、生活を維持するにも十分でないうえ、再生産投資には、回らないと考えるべきである。

こうした状況で、8・五計画では次の施策をとる。

(1) 貧困地区の資源状況に合致した傾斜的な扶貧政策をとる。すなわち、計画的、重点的に該当地区の資源を活用し、経済発展の基幹プロジェクトを策定する。

(2) 中国人民銀行は7・五計画期間中、毎年、中国農村銀行を通じ、10億元の扶貧プロジェクト利子補給借款、および 5,000万元の牧区扶貧利子補給借款を供与しているがこれを西暦2000年まで延長する。

また、中国人民銀行は毎年10億元の「老、少、辺、窮」区開発借款、および4億元の貧困県起業借款を供与している。また、中国工商銀行は、毎年2億元を貧困県起業借款として供与している。さらに中国人民建設銀行は、毎年1億元を供与している。これらはいずれも西暦2000年まで延長する。

財政部は毎年8億元を経済不発達地区の発展資金として供与し、また、毎年2億元を「三西」農業プロジェクト建設資金として供与する。

物資部は毎年扶貧プロジェクト援助資金額相応の物資を供与する。

(3) 各貧困地区の特性に合致した政策を策定する。また、貧困地区に対する物資、エネル

ギー、インフラ整備等の優先確保も継続する。

(4) 国家機関等による救貧活動を一層強化する。

(5) 扶貧開発事業の指導強化および健全な扶貧機構を確立する。

(6) 発展地域との共同発展プロジェクト等の推進により、貧困地区の経済力を強化する。そのための資金、物資、人材の援助をする。

(7) 国務院が確認した国務院貧困地区経済開発指導小組の「8・五期間貧困開発工作部署の報告」によれば、8・五計画期の扶貧事業は、この面で顕著な成果をあげた7・五計画の活動の基礎の上に、さらに一歩前進した施策をとることにした。

その中心は、①農田を建設し食糧問題の解決を図る、②多角経営の下に開発地域の資源を生かした支柱産業を育成し貧困地区に安定した収入源を確保する、ことである。

なお、上記(1)～(7)以外の具体的施策は以下のとおりである。

(1) 各行政上のクラス別に責任を負うことを原則とする。

今後の各種の扶貧資金、省、区へ行き渡らせる。その後、省、区は法の基づくところにより、これらを統一的に配分する。

特に貧困部の比較的大きい省、区は、貧困対策事業を重点的に省の事業計画の中に組み入れる。

各地方政府は、全体の規模を拡大しないという前提で、政府部内に貧困担当部署を設けて、問題解決と調整に当たる。

(2) 扶貧開発事業の連続性と安定の確保

7・五計画期間中の全ての貧困地区に対する優遇政策はこれを継続する。そのいくつかは次のとおり。

①貧困地区の農産品売却価格の開放
②税、課徴金の減免、301の貧困重点県についてはエネルギー、交通建設基金の減免
③新規開発事業の所得税の免除、国債の購入の減免

(3) 貧困地区への資金投入の増加

①8・五期間中、毎年プロジェクト利子補給融資を5億元ずつ増加させる。利率は先の

10億元融資と同じく、貧困層、融資機関の利率は月息 2.4厘、本来の利率との差は省、区により補塡する。

②8・五期間中、国は毎年 100万トンの食糧（一部工業品に代える）を提供して、「以工代賑」に活用する。対象地域は西南、西北深山区、石山区、少数民族の建設を援助し、食糧増産を図る。

(4) 総合的開発を図る。

①基本農田の建設、生活条件の改善、水、電気、道路等の社会インフラの整備。

②地域の特色ある主柱産業を育成し、流通・サービス業、技術開発と組み合わせて、産品の品質向上、マーケットの拡大を計る。

(5) 7・五期間中の扶貧工作で進めた一連の改革と調整を引き続いて進める。すなわち、扶貧事業の効率化を計るため、資金の集中活用、適正管理、計画的使用等である。

(6) 貧困地区開発への科学技術の活用の重点を、貧困地域特性のある支柱産業開発において、実用技術の導入と普及におく。

すなわち以上のように、「温飽」のいっそうの充実を目標として、殆どが7・五計画の扶貧活動を継続するものであるといえる。

## 13－7. 我が国、国際機関の扶貧プロジェトに対する協力

扶貧プロジェクトに対する協力については、我が国では無償資金協力の対象案件の中に、いわゆる「老、少、辺、窮」地区の案件が数件ある。たとえば、ホータンの少年施設、貴州省の飲料水施設、武陵大学機材設備、救災援助－水害、地震、機材供与では、大別山地区への罐詰製造設備、栗の皮むき機械、開発調査事業では、湘西南支山脈地区農牧畜業総合開発計画調査等がある。

また、国際機関ではＷＦＰが「以工代賑」の方式に則って「Food for Work」方式でいくつかのプロジェクトを実施している（14-3-3を参照）。

（注１）国務院弁公庁、国務院貧困地区経済開発指導小組第一次全体会議紀要（1986年６月）より。

（注２、３）国務院貧困地区経済開発指導小組の「'90 年代のより一層の扶貧開発工作に関する要請」（人民日報1990年3 月16日）より。

図13－1　国務院所属部・委の扶貧対象地区の一例

| 地　区 | 省 | 担当部委 |
|---|---|---|
| ①大別山 | 湖北・安徽 | 国家科科学技術委員会 |
| ②武陵山 | 貴州・湖南 | 農　業　部 |
| ③井崗山 | 江西 | 民　生　部 |
| ④三　峡 | 湖北 | エネルギー部 |
| ⑤九万大山 | 貴州・広西 | 林　業　部 |
| ⑥大行山 | 河北 | 国家教育委員会 |
| ⑦呂梁山 | 山西 | 科学技術協会 |
| ⑧沂蒙山 | 山東 | 商　業　部 |
| ⑨贛南山区 | 江西 | 地質鉱山部 |

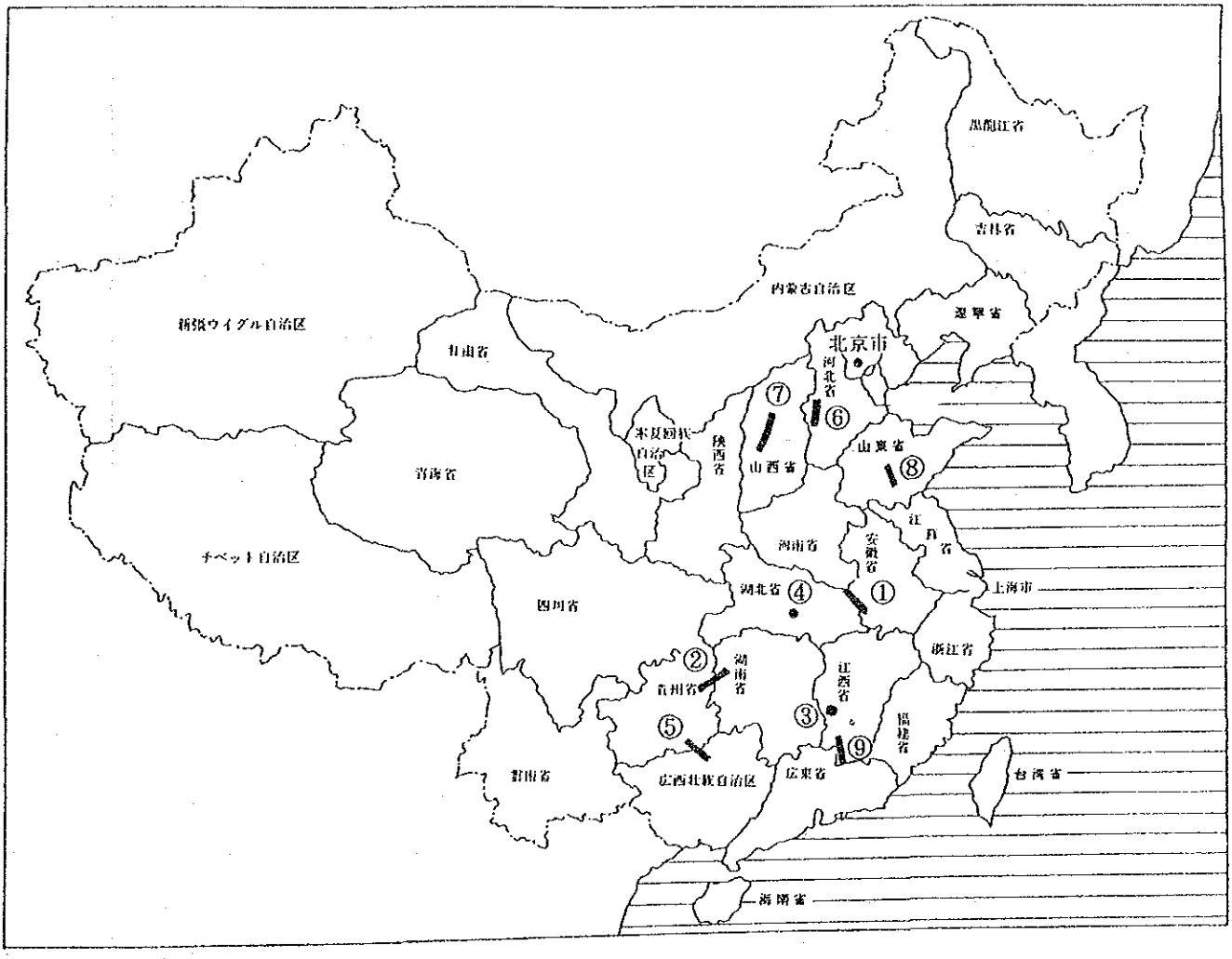


出所：国務院が発出した「国家科学委等機関の長年にわたる基層に入り展開した扶貧工作」を表彰することに関する通報及び中央国家機関扶貧工作表彰報告会の招集開催（1990年７月17日）より作成。

表13－1　国家機関第2回扶貧工作報告会上の表彰機関

| No. | 名　　称 | No. | 名　　称 |
|---|---|---|---|
| 1 | 国家計画委員会 | 16 | 代工部 |
| 2 | 国家経済委員会（当時） | 17 | 紡績部 |
| 3 | 国家教育委員会 | 18 | 交通部 |
| 4 | 国家科学技術委員会 | 19 | 国家物資局 |
| 5 | 国家民族委員会 | 20 | 国家建材局 |
| 6 | 民政部 | 21 | 国家気象局 |
| 7 | 財政部 | 22 | 工商銀行 |
| 8 | 人民銀行 | 23 | 農業銀行 |
| 9 | 商業部 | 24 | 中国科学院 |
| 10 | 経貿部 | 25 | 中国科学協会 |
| 11 | 農牧漁業部（当時） | 26 | 中国有色（非鉄）金属総公司 |
| 12 | 林業部 | 27 | 全国総工会 |
| 13 | 水電部 | 28 | 共青団 |
| 14 | 地質鉱産部 | 29 | 駐貧困地区人民解放軍 |
| 15 | 冶金部 | | |

出所：図13－1と同じ

# 14. 援助分析

14－1．中国の経済発展計画における外国の協力
14－1－1．対外開放前の中国と外国援助とのかかわり方
14－1－2．対外開放と外国援助とのかかわり方
14－1－3．6・4事件とその後の外国援助の動向

14－2．中国に対する政府開発援助（ODA）の概要
14－2－1．中国に対する援助の額及び内容
14－2－2．中国に対する二国間協力
14－2－3．中国に対する多国間協力
14－2－4．中国の社会経済開発における外国援助の役割及び対象分野と対象地域

14－3．主要国、国際機関の対中国協力
14－3－1．ドイツ（旧西独）の対中国協力
14－3－2．カナダの対中国協力
14－3－3．国連機関の対中国協力
14－3－4．国際金融機関の対中国協力

14－4．日本の対中国協力
14－4－1．協力の推移
14－4－2．日本の協力の原則
14－4－3．有償資金協力とその動向
14－4－4．無償資金協力（一般）とその動向
14－4－5．技術協力とその動向
14－4－6．協力分野のリンケージ
14－4－7．地域別と協力分野のリンケージ
14－4－8．政府開発援助以外の対中国協力
14－4－9．政府ベース協力と他の協力・交流スキームとのリンケージ

14－5．中国側の受入体制
14－5－1．受入原則等
14－5－2．受入体制（窓口機関）
14－5－3．要請案件の決定過程
14－5－4．案件要請の基準

14－6．中国の対外債務及びその返債能力

14－7．恒常的政策対話機構の設置

# 14. 援助分析

## 14－1. 中国の経済発展計画における外国の協力

### 14－1－1. 対外開放前の中国と外国援助とのかかわり方

中華人民共和国が成立した直後の1950年代のソ連の協力（約3億$の借款による 141プロジェクトの建設を含む）は、建国当初の中国の基幹工業の建設に大きな役割を果し、中国の工業の基礎を築いたといえる。1960年代に入り、中国は中ソ対立を契機として、自立更生の原則をかかげ、文革期にかけて、外国の協力を受けないばかりか、ソ連に対する建国当初の債務も1965年には完済した。

### 14－1－2. 対外開放と外国援助とのかかわり方

1971年に国連における中国代表権の交替が行なわれ、同時に従来の限定された社会主義国や第三世界を対象におこなっていた二国間協力に加え、国連を通じた多国間協力のドナーとして、登場した。その後、1978年の第11期三中全会を契機に対外開放を展開するようになり、その具体的政策として、沿海地方を中心に経済特区（1979年～1980年）、沿海開放都市（1984年）を設定し、海外の資本・技術の導入を積極的に展開した。公的協力の導入についても1979年から、国連を通じた協力を幅広く受入れると同時に日本を中心とした西側諸国の協力も受入れるようになり、1989年を以って、丁度、中国が新たな協力受入れ開始して、10年目を迎えたこととなる。この間、中国の米国を除く、西側主要先進国政府、アラブＯＰＥＣ諸国政府との経済協力が借款、贈与とも、対外開放の諸施策とともに著しく、進展したほか、1984年には再度、ソ連との間にも、経済・科学技術協力協定を締結した。他方、国際機関からの協力も1981年に開始された。

### 14－1－3. ６・４事件とその後の外国援助の動向

しかしながら、急激な開放体制への移行から大衆の欲望が解き放たれ、国内の社会・経済状況が不安定となり、特権を利用した裏取引等の不正やインフレが1987年頃から顕著になり、1988年～1989年に向けて、急速に悪化していき、学生・知識人の民主化要求の中で政府に対する人々の不信や怨嗟が高まった。1989年６月４日には、ついに武力をもって、大衆運動を抑圧せざるをえない状況に至った。

６・４事件以降、欧米各国の対中国批判が強まり、７月のアルシュサミットにおいて広範囲な対中措置が打ち出された。対中措置の具体的内容は、武器禁輸、世銀の新規融資の審査停止、高官の交流禁止であった。我が国も、欧米諸国との足並みを揃える形で、新規の技術経済協力については慎重に対応することとした。既存分については、中国社会が落ち着きを取り戻すに従い、技術協力を中心に10月頃から徐々に６・４事件前に回復させ、

1989年末には殆ど元に戻った。

こうした状況に対し、中国政府は欧米諸国の姿勢を内政干渉と強く反発し、国内安定を優先し、治安強化と平行して経済の管理を強化し、インフレ抑制に全力を注いだ。西側諸国の目的がドイツ問題を中心とする東欧問題に集中している間に、中国は第三世界に対する政治経済活動を活発化し、1990年８月にはインドネシアとの国交回復を果たし、つづいてシンガポール、サウジアラビア等第三世界の有力国と国交を開いたほか、10月には韓国との間に貿易代表部の相互設置を決めた。６・４以降第三世界、とりわけアジアの中で中国のプレゼンスはむしろ強化された。

1990年に入って、経済活動は低下したものの物価は落ち着き、インフレが終息し始めた。そこでまず、１月には北京の戒厳令が解除され、アジア大会へ向けての対外環境の改善に動き始め、国内安定の意味から政治犯に対する寛大な措置、方励氏夫妻の出国承認等の措置を取り、欧米諸国との関係改善にも動いた。こうしたことに対し、10月にはＥＣが武器禁輸を除く、対中措置を解除した。

1991年に入って、その後も政治犯への比較的軽い措置が続けてとられた。湾岸危機が発生し、中国は基本的に欧米諸国と足並みを揃えたので、欧米諸国との関係も改善しつつある。

他方、経済協力面では1990年１月11日の戒厳令解除を契機に、２月８日には世銀が６・４事件のため、凍結を敷いた７件の融資案件のうち、内蒙古地震の災害対策援助を人道的援助との理由で再開したのをはじめ、２月27日には農業援助も再開した。ＥＣの対中制裁解除を受けて、10月にはドイツが青海省の地震復興対策費として政府援助を決定した。また、フランスでも対中公的援助について、中国と協議することを決定した。他方、米国は輸出入銀行が、上海浦東開発へ融資契約をし、アジア開銀も1991年５月に入って、凍結を解除した。

一方、日本政府は1990年の７月のヒューストンサミットで中国の国際的孤立化を回避させ、その対外開放政策を維持促進させるとの観点から、対中経済協力の再開の方針を各国首脳に説明し、理解を求め、11月には新規７件の生活関連事業に対する有償資金協力を実施したのを皮切りに、その後２回にわたり全体で17件について供与した。他方、技術協力もほぼ完全に正常化した。

こうして、６・４以降、ほぼ２年ぶりに先進諸国の対中協力が曲がりなりにも動き出したのである。この間ＮＩＥＳ諸国・地域、とりわけ韓国、台湾、香港は中国の開放政策に呼応して、中国沿海地方に盛んに投資を展開し、ここにひとつの経済圏が形成されつつある。他方、1990年５月には、中国は新生モンゴル人民共和国との間で科学技術協力協定等３協力協定を締結したほか、1990年４月には李鵬総理、1991年５月には江沢民総書記がモスクワを訪問したおり、中ソ両国間の友好関係の強化を図ると共に経済協力協定等が結ばれた。韓ソ、中韓の関係改善に併せて、最近の北朝鮮の動きを見ると、北東アジアにおけ

る緊張緩和と、この地域のいっそうの経済交流の発展が予想されるのである。

## 14－2. 中国に対する政府開発援助（ＯＤＡ）の概要

### 14－2－1. 中国に対する援助の額および内容

既述のとおり、中国に対する近年のＯＤＡは1979年から開始され、1989年の６・４事件までの間、ＯＤＡネットデイスバースメントは順調に伸びていたが、６・４事件で援助諸国の対中措置を受け、一時的に停滞したが、その後、中国が安定を取り戻すと共に、人道的援助から回復し、1991年にはほぼ元に戻った。1979年から1989年までの間の協力総額累計では、二国間（ＤＡＣ諸国＋アラブ諸国）のシェアが63.2%、多国間のシェアが36.8%である。二国間協力のうちの借款が日本からの有償資金協力が本格化した1982年に393.4百万＄に達し、その後、これが大幅に増加し、高額安定成長したこと、また、贈与の方も伸が著しいものがあったため、二国間協力は多国間の援助額を大きく凌駕した。

### 14－2－2. 中国に対する二国間協力

二国間協力を形態別にみると、1979年から1989年までの累計では贈与が27.7%、借款が72.3%である。贈与のうち、技術協力は62.0%を占める。

二国間協力の主要協力国は多い順でいえば、借款では日本、フランス、イタリア、ドイツ（旧西独）、デンマーク、ベルギー、スイスである。フランス、スイスは、1987年から借款供与をはじめた。フランスはさらに1988年に入って、第二次財政協力計画として、134百万＄を、1989年には179.9 百万＄を供与した。1989年に入って、ソ連が 126百万＄の低利借款を供与することも判明した。その他、アラブのＯＰＥＣ諸国もクウェートを中心に、1983年から1989年にかけて相当額の借款を供与している。

二国間協力のうち、贈与額の多いのは日本、ドイツ（旧西独）、カナダ、イタリア、オーストラリア、スウェーデン、イギリス、フランス、ノルウェーの順である。とくに1987年は、上記のうち前４ヶ国の伸びが大きい。また、1988年、1989年にはイギリス、スウェーデンの伸びが著しい。贈与の中でも日本、カナダ、ノルウェーを除く各国では技術協力に重点が置かれており、日本の実施しているような施設建設などの大型協力は行なわれていない。技術協力額が多いのは、日本、ドイツ（旧西独）、イタリア、オーストラリア、フランスの順である。

また、借款と贈与のうち、贈与に比較的重点を置いている国はドイツ（旧西独）、カナダ、オーストラリア、イギリス、スウェーデン等であり、フランスも時間的にいえば贈与が先行した。他方、借款に重点を置く国は、日本、ベルギー、デンマーク、スイス等である。

これらを合計してみると、1989年まででは、二国間協力における対中国協力主要国は、

日本、ドイツ（旧西独）、イタリア、フランス、カナダ、オーストラリア、デンマーク、スウェーデン、ベルギー、イギリス、オーストリア、ノルウェーである。

### 14－2－3．中国に対する多国間協力

多国間協力を形態別にみると、借款の占める割合は69.5%、贈与のそれは30.5%であり、二国間協力よりも贈与の割合が大きい。贈与のうち、技術協力の占める割合は48.2%であり、二国間協力のそれよりも低い。多国間協力では1982年に一時的にＩＭＦからの大口借款 365.4百万＄があったが、1983年からはＩＤＡを中心に借款が 4.4百万＄から1987年の426.5百万＄へと毎年50百万＄～150 百万＄の幅で著しく増大しており、1988年および1989年には 500百万＄台になった。その結果、借款ではＩＤＡが70.2%を占めたが、ＩＤＡの場合はより利率の高いＩＢＲＤとの混合融資もある。また、ＩＦＡＤは1981年～1989年までで 110.3百万＄を供与した。

他方、贈与ではＵＮＤＰ、ＷＦＰ、ＵＮＩＣＥＦ、ＵＮＦＰＡ（国連人口活動基金）が主要な協力機関であり、その他ＵＮＴＡ（国連技術協力通常プログラム）、ＵＮＨＣＲ（インドシナ難民関連の人道的援助）などの協力が行なわれている。1989年までの国際機関による贈与額は1147.9百万＄であり、そのうち技術協力は 535.1百万＄となり、贈与額に占める割合は30.5%である。

このほか、多国間協力としては、ＥＥＣも1988年以降援助額を拡大している。

### 14－2－4.　中国の社会経済開発における外国援助の役割および対象分野と対象地域

次に外国援助が中国の経済・社会開発の中における役割についてみると、中国の経済・社会開発計画における外国援助の役割は金額的にいえば決して大きなものでない。1989年の外国のＯＤＡ協力額は、その年の全社会固定資産投資（設備投資）の2.0 %にすぎないのである。しかし、中国は外国援助が借款、贈与（技術協力を含む）とに拘らず、貴重な外貨と先進的技術をもたらすという意味で、これを非常に重視している。

とくに、長期・低利にして、まとまった額の政府系借款および国際金融機関借款は重視され、それらは中国の経済社会開発計画における重点分野であるエネルギー、交通、通信、農業、工場近代化に導入され、主として先進的な資機材の購入に当てられている。また、国連機関を含む贈与は民生福祉、教育分野に当てられ、技術協力は専門人材の育成に活用されている。

ちなみに、借款を例にとれば二国間、多国間（国際金融機関）からのものに拘らず、その借款条件に従い、開発計画中の重点分野のうちの特定プロジェクトと結びついている例が多い。とくに借款金額が大きく、かつ条件のよいものはインフラ、農業、教育等収益性は高くないが国家として重要なプロジェクトに当てられている。

二国間、多国間とも借款対象プロジェクトの所在地域は、当該プロジェクトの性格、機

能によって自ずと決まってくる。

中国で現在もっとも開発の重点がおかれている分野であるエネルギー、交通分野では、港湾を除き大部分が内陸である。通信については、現在は主として産業地帯の大都市、外国との交流の多い沿海都市内の電話網整備に重点が置かれているため、都市の所在の関係から沿海に比重がかかっているといえる。他方、原材料、農業分野の借款も内陸が比較的多いが、上海の宝鋼、山東省の農地脱塩のように沿海地域もある。教育分野の借款は従来は大都市の重点大学の整備に当てられていたため、当然沿海地方が比較的多い。他方、農村医療、貧困地域対策のプロジェクトでは内陸が多い。

二国間・多国間とも贈与による協力では、対象分野は交通、通信、農業、工業、エネルギーセクターが全般的に中心となっており、第6次、第7次5ヶ年計画の重点セクターである運輸通信、エネルギー、素材産業の建設促進の目標を反映したものとなっている。その他に保健医療、教育セクターの協力も行なわれている。これらの分野に対し特に在職技術者、管理者訓練、企業管理研修などの人材養成プロジェクトが目立っており、技術協力によって、人材の開発、再訓練が行なわれている。

協力対象地域は二国間、多国間とも北京のプロジェクトが最も多いが、かなり広範な広がりを見せている。特にＷＦＰ、ＵＮＩＣＥＦなどは辺境貧困地域をターゲットとする傾向がある。

## 表１４－１　対中国政府開発援助の動向

（ＯＤＡネットディスバースメントベース，百万ドル）

| 年<br>項目 | 1979 | 1980 | 1981 | 1982 | 1983 | 1984 | 1985 | 1986 | 1987 | 1988 | 1989 | 累計 | 累計におけるシェア　％<br>贈与 | 借款 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ＤＡＣ二国間 | 4.3 | 22.3 | 52.2 | 458.6 | 492.6 | 502.4 | 573.7 | 660.7 | 862.6 | 1196.2 | 1494.9 | 6,320.5 | 28.3 | 71.7 |
| 贈与 | 4.3 | 11.1 | 28.4 | 65.2 | 98.2 | 101.8 | 133.5 | 195.6 | 327.3 | 412.1 | 413.1 | 1,790.6 | | |
| （技術協力） | (4.2) | (11.0) | (23.7) | (33.7) | (50.3) | (69.4) | (85.0) | (133.0) | (209.5) | (251.4) | (238.4) | (1109.8) | | |
| 借款 | － | 11.2 | 23.8 | 393.4 | 394.4 | 400.6 | 440.2 | 465.1 | 535.3 | 784.1 | 1081.8 | 4,529.9 | | |
| 日本 | 2.6 | 4.3 | 27.7 | 368.8 | 350.2 | 389.4 | 387.9 | 497.0 | 553.1 | 673.7 | 832.2 | 4,086.9 | 17.8 | 82.2 |
| ドイツ(旧西独) | 1.3 | 6.5 | 8.1 | 60.2 | 96.7 | 57.5 | 97.6 | 51.2 | 29.3 | 45.6 | 111.9 | 565.9 | 60.2 | 39.8 |
| イタリア | 0.1 | 0.2 | 0.4 | 2.7 | 11.2 | 10.0 | 14.4 | 31.9 | 106.7 | 111.6 | 118.8 | 408.0 | 29.1 | 70.9 |
| フランス | － | － | 2.7 | 2.3 | 4.7 | 6.0 | 6.3 | 9.9 | 46.9 | 134.0 | 179.9 | 392.7 | 16.5 | 83.5 |
| ベルギー | － | 10.4 | 8.5 | 7.0 | 6.1 | 6.2 | 6.9 | 1.8 | 25.3 | 15.2 | 1.3 | 88.7 | 14.7 | 85.3 |
| カナダ | － | － | 0.0 | 4.5 | 5.0 | 6.7 | 15.5 | 18.0 | 32.2 | 35.6 | 37.4 | 154.9 | 94.1 | 5.9 |
| オーストラリア | 0.0 | 0.1 | 1.4 | 3.1 | 6.5 | 10.8 | 17.3 | 14.4 | 14.3 | 20.6 | 24.6 | 113.1 | 100.0 | 0 |
| デンマーク | － | 0.0 | 0.1 | 8.5 | 5.2 | 2.1 | 8.3 | 19.2 | 23.2 | 19.5 | 11.0 | 97.1 | 19.5 | 80.5 |
| オランダ | － | － | － | － | － | － | 0.4 | 2.4 | 3.1 | 36.8 | 40.2 | 82.9 | 12.5 | 87.5 |
| スウェーデン | 0.1 | － | 1.2 | 0.3 | 0.6 | 0.8 | 11.4 | 6.3 | 5.0 | 21.5 | 42.5 | 89.7 | 100.0 | 0 |
| イギリス | － | 0.1 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.8 | 1.6 | 3.2 | 4.8 | 42.5 | 26.8 | 80.7 | 100.0 | 0 |
| オーストリア | 0.1 | 0.1 | 0.3 | 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.3 | 0.5 | 2.3 | 17.5 | 50.2 | 72.0 | 7.4 | 92.6 |
| アラブ諸国 | － | － | － | － | 35.7 | 49.4 | 21.9 | 22.7 | 10.8 | 8.8 | 2.3 | 151.6 | 0 | 100.0 |
| 国際機関 | 12.6 | 43.9 | 424.8 | 65.4 | 141.4 | 246.5 | 344.4 | 450.5 | 588.3 | 783.9 | 659.7 | 3,761.4 | 30.5 | 69.5 |
| 贈与 | 12.6 | 43.9 | 59.4 | 61.1 | 71.2 | 112.3 | 110.9 | 145.5 | 161.8 | 221.2 | 148.0 | 1,147.9 | | |
| （技術協力） | ( 9.2) | (36.9) | (45.3) | (45.7) | (46.3) | (32.7) | (42.1) | (53.4) | (69.9) | (77.8) | (75.8) | (535.1) | | |
| 借款 | 0 | 0 | 365.4 | 4.3 | 70.2 | 134.2 | 233.5 | 305.0 | 426.5 | 562.7 | 511.7 | 2,613.5 | | |
| ＩＤＡ | － | － | － | 0.9 | 67.2 | 123.9 | 213.7 | 282.0 | 393.6 | 552.0 | 505.0 | 2,138.3 | | |
| ＡＤＢ | － | － | － | － | － | － | － | 0.1 | 0.7 | 2.9 | 3.6 | 7.3 | | |
| ＩＦＡＤ | － | － | 0.4 | 3.5 | 3.0 | 10.3 | 19.7 | 23.0 | 33.0 | 10.7 | 6.7 | 110.3 | | |
| ＷＦＰ | 3.5 | 7.0 | 6.9 | 15.4 | 25.0 | 79.7 | 67.9 | 84.5 | 86.5 | 101.5 | 24.3 | 502.2 | | |
| ＵＮＤＰ | 1.2 | 11.6 | 15.5 | 18.3 | 20.7 | 15.4 | 14.4 | 17.3 | 27.7 | 31.2 | 30.6 | 203.9 | | |
| ＵＮＩＣＥＦ | － | 0.2 | 2.5 | 4.1 | 6.1 | 5.2 | 6.7 | 16.7 | 17.0 | 14.5 | 16.7 | 89.7 | | |
| ＥＥＣ | － | － | 7.2 | － | － | － | 0.9 | 7.5 | 6.7 | 45.8 | 44.3 | 112.4 | | |
| ＵＮＨＣＲ | 6.2 | 11.6 | 9.5 | 10.9 | 6.5 | 4.1 | 3.6 | 4.8 | 4.6 | 4.0 | 4.1 | 69.9 | | |
| ＵＮＴＡ | 1.7 | 0.2 | 1.2 | 0.8 | 3.0 | 1.6 | 4.5 | 3.2 | 5.4 | 2.6 | 5.5 | 29.7 | | |
| IMF TRUST FUND | － | － | 365.0 | － | － | － | － | － | － | － | － | 365.0 | | |
| 援助総額 | 16.9 | 66.2 | 477.0 | 524.0 | 669.7 | 798.3 | 940.0 | 1,133.9 | 1,461.7 | 1988.9 | 2,156.9 | 10233.5 | | |
| 〈シェア　％〉 | | | | | | | | | | | | | | |
| ＤＡＣ二国間 | 25.4 | 33.7 | 10.9 | 87.5 | 77.7 | 67.0 | 62.5 | 59.5 | 59.5 | 60.4 | 69.4 | | | |
| 国際機関 | 74.6 | 66.3 | 89.1 | 12.5 | 22.3 | 33.0 | 37.5 | 40.5 | 40.5 | 39.6 | 30.6 | | | |

出所：OECD、Geographical Distribution of Financial Flows to Developing Countries（以下、表14－6を除き、表14－7まで同じ）
メモ：援助総額＝ＤＡＣ二国間＋多国間＋アラブ諸国＝10,233.5
　　二国間＋多国間（ＤＡＣ諸国）＝10,081.8

## 14－3. 主要国、国際機関の対中国協力

### 14－3－1. ドイツ（旧西独）の対中国協力

(1) 協力の推移

ドイツ（旧西独）は借款、贈与とも日本に次ぐ対中協力国である。中独両国は1981年から毎年経済協力合同委員会を開催し、1982年に協力協定に調印した。贈与は1979年から、借款は1981年から、それぞれ開始されており、1985年当時の趙総理が訪独した折に、従来の経済協力協定を1986年～1995年までの10年間延長した。1989年までの供与合計額は 565.9百万＄であり、そのうち借款の占める割合は39.8%で贈与を下回る。

ドイツ（旧西独）の借款は1989年までに合計 225.2百＄が供与された。上述の趙総理の訪独の際、財政協力協定を締結し、約25百万＄の借款を約束したのに続き1986年に35百万＄、1987年に50百万＄、1988年に 100百万＄を約束し、さらに1989年には上海地下鉄建設費として 230百万＄を約束したのに加え、1988年にならい、 100百万＄を約束した。このように近年、ドイツ（旧西独）の借款額は急速に増加している。これとは別に、中国農業銀行および中国投資銀行を通じておこなうツー・ステップ・ローンもある。1986年12月～1987年５月にかけて、ドイツ（旧西独）の政府借款を全てカバーする協定が完了し、1987年１月に最初の借款と融資配分を完了した。

ドイツ（旧西独）の贈与による協力は1989年までに累計 340.7百万＄に達し、毎年安定した伸びを見せている。贈与の約84.6%は技術協力で、残る15.4%については施設建設等の大型協力は行なわれていない。

表14－2　ドイツ（旧西独）の対中国協力実績（ﾈｯﾄﾃﾞｨｽﾊﾞｰｽﾒﾝﾄﾍﾞｰｽ、百万ﾄﾞﾙ）

| | 1979年 | 1980年 | 1981年 | 1982年 | 1983年 | 1984年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 贈　与 | 1.3 | 6.5 | 8.0 | 12.0 | 12.6 | 16.0 |
| (技術協力) | (1.3) | (6.5) | (8.0) | (12.0) | (12.6) | (16.0) |
| 借　款 | － | － | 0.1 | 48.2 | 84.1 | 41.5 |
| 合　計 | 1.3 | 6.5 | 8.1 | 60.2 | 96.7 | 57.5 |

| | 1985年 | 1986年 | 1987年 | 1988年 | 1989年 | 累計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 贈　与 | 20.6 | 32.0 | 75.8 | 80.2 | 75.7 | 340.7 |
| (技術協力) | (20.6) | (28.0) | (55.4) | (63.8) | (64.1) | (288.3) |
| 借　款 | 77.0 | 19.2 | △ 46.5 | △ 34.6 | 36.2 | 225.2 |
| 合　計 | 97.6 | 51.2 | 29.3 | 45.6 | 111.9 | 565.9 |

(2) 協力の戦略（条件、分野、地域、方式等）

借款条件は利率0.75%および２%の二種類で、据置期間10年を含め、20年償還、あるいは40年償還である。ちなみに前述の上海地下鉄建設費の場合は、利率0.75%、償還期間40年である。一般的には利率２%、据置10年を含む、30年償還である。対象分野は工場近代化改造に必要な中小プラント（繊維、パイプ溶培、化学）、エネルギー、交通、農村工業、環境保全等である。これらはいずれも中国の経済開発分野において、重視されているものである。ツー・ステップ・ローンの対象分野は、山西省大同地区砂漠化防止、黒竜江省林業等である。地域についてはドイツは北京を望むが、中国側は安徽、チベット、四川、陝西を推せんしてくる。こうした地域も１～２とり上げている。

贈与の対象分野は主に在職者訓練、技術の品質管理、農業の三分野となっているが、約70プロジェクトのうち在職訓練は現在15プロジェクトあり、技術協力の力点が置かれている。こうした技術協力を推進するため、カンターパートの専門ドイツ語通訳及びドイツ語通訳の養成にも力を入れており、北京に「語学訓練センター」及び「通訳養成センター」が設置され、技術移転の円滑化が図られている。研修員受入の関係では、州及び市レベルの友好交流に基づく受入れが目立ってきており、中国はドイツ（旧西独）にとって最大の研修員受入国となっている。

国際機関とのマルチーバイ協力としては、ＵＮＤＰ、ＷＨＯ、ＵＮＩＤＯのプロジェクトに協力を行なっている。特にＵＮＩＤＯの実施する工業案件では、ＵＮＩＤＥＦ（国連工業開発基金）に対する最大の対中国拠出国となっており、現在ドイツファンドによる２プロジェクトが進行中である。また1987年よりトラストファンドにより、ＩＬＯの訓練プロジェクトに協力を行っている。

### 14－３－2. カナダの対中国協力

カナダの対中国協力は1982年より開始されており、贈与が圧倒的に多い協力となっている。贈与では、1989年には31.8百万＄の供与実績を上げており、これは1987年以降、毎年ほぼ同額となっており、借款は1988年から、少しづつ開始された。同国の協力は専門家派遣と研修員受入が主で、機材供与は最小限の範囲で必要に応じ行なわれる。対象分野は明確に、人材訓練（管理技術）、農業（主に牧畜）、林業、エネルギーの４分野に主力が置かれており、インフラ整備よりも人的資源の開発に重点を置いてきた。語学訓練による通訳養成も行なわれている。エネルギー分野では、世界最大規模の三峡ダムのＦ／Ｓに世界銀行と共同で参画しているのが注目されるが、今後協力が増加する傾向にある。なお衛星通信システム等通信協力案件も行なわれており、今後交通分野にも協力を行なう方針である。対象地域として、農業、林業は気候・風土の近似性から黒龍江省に集中している。その他プロジェクトは、北京の他、成都、合肥などへの広がりがある。なお、案件形成の方法としては要請ベースが中心であるが、大学間交流より発展した交流プログラムもＯＤＡ

ベースで実施されている。

表14－3　カナダの対中国協力実績（ネットディスバースメントベース、百万ドル）

| | 1979年 | 1980年 | 1981年 | 1982年 | 1983年 | 1984年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 贈　与 | － | － | － | 4.5 | 5.0 | 6.7 |
| （技術協力） | － | － | － | － | － | － |
| 借　款 | － | － | － | － | － | － |
| 合　計 | － | － | － | 4.5 | 5.0 | 6.7 |

| | 1985年 | 1986年 | 1987年 | 1988年 | 1989年 | 累計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 贈　与 | 15.5 | 18.0 | 32.2 | 31.7 | 31.8 | 145.4 |
| （技術協力） | (6.4) | － | － | (12.9) | (10.9) | ( 30.2) |
| 借　款 | － | － | － | 3.9 | 5.6 | 9.5 |
| 合　計 | 15.5 | 18.0 | 32.2 | 35.6 | 37.4 | 154.9 |

14－3－3.　国連機関の対中国協力

(1) 協力の推移

ＷＦＰ、ＵＮＤＰをはじめとする機関が協力を開始したのは、中国が被援助国に転じた1979年以降である。現在その他、ＦＡＯ、ＩＬＯ、ＵＮＩＤＯ、ＷＨＯ、ＵＮＨＣＲ、ＵＮＦＤＡ、ＵＮＩＣＥＦなど10を越える機関による贈与の協力が行なわれている。いずれの機関の供与額も着実な伸びを見せているが、中でもＷＦＰの伸びがめざましく、1984年以降（1989年を除く）は国連機関の中では贈与による最大の対中ドナーとなっている。1988年のＷＦＰ及びＵＮＤＰの実績額はそれぞれ101.5 百万＄及び31.2百万＄に上ったが、1989年はそれぞれ24.3百万＄及び30.6百万＄となった。これは６・４事件の影響を受けたものと思われる。この二機関にとり、中国が最大の援助受取国となっている。

(2) 協力の戦略

①ＷＦＰ

ＷＦＰの協力はインドシナ難民向けの緊急食糧援助に始まったが、その他1981年より地方の生活水準の向上を目的とする労働集約的な“Food-for-Work ”と呼ばれる開発プロジェクトも実施され、全体で国連システムの協力の約６割を占めている。“Food-for-Work ”プロジェクトには、農地開発、造林・牧草地開発、養殖池建設、飲料水供給の４つのタイプがあり、前三者については年間５～７プロジェクトが稼動している。その他酪農プロジェクトはスキムミルク、バターオイル等の食糧援助によ

る牛乳増産プロジェクトであり、5年間で50百万$を供与する最大のプロジェクトとなっている。WFPは地方をターゲットとして協力を行ってきているが、中国側の優先度により、1988年よりさらに辺境のチベット、新疆、青海、内蒙古の"Food-for-Work"プロジェクトを取り上げることとなっている。

②UNDP

UNDPは多国間ベース技術協力のメジャーソースとなっており、1987年には同協力額全体の約3割を占めている。1981年より五ヶ年計画によるカントリープログラムに基づいて協力を行なっており、現在第2次カントリープログラム（1986年～91年）を実施中である。第1次プログラムは中国の第6次五ヶ年計画に沿った協力計画が策定され、重点を食糧生産、農業生産性、消費物資の生産、人口問題、エネルギー開発と省エネ、人材開発、インフラストラクチャーに置いた 150のプロジェクトが実施された。多くは国家、部門、地方の各五ヶ年計画に対応する案件である。第2次プログラムは中国の第7次五ヶ年計画に基づき、ⓐ人材開発、ⓑ既存工業の技術改造、ⓒ先進技術の開発、ⓓ生活水準の改善、ⓔ電子情報技術の応用の5大重点項目に従い、ふるい分けた 200余のプロジェクトで構成している。そのうち工業部門が4割を占め、その他政策プランニング、資源エネルギー、科学技術、農林水産、保健医療、交通と雇用等の分野を含んでいる。協力の特色として、中国政府自身がUNDPのファンドによって人員の招へい、派遣などプロジェクトの実施・運営を全て担う Government project がある。プロジェクト運営管理能力の向上強化に貢献するものと見なされており、第1次プログラムでは 150のうち25プロジェクトに適用された。また途上国間協力（TCDC）にも力を入れており、7つの地方研修センターを設置して第三国研修を行なう他、中国側による海外向け訓練コース、ワークショップを援助している。また、新しいスキームとして華僑技術者の派遣、シルバーボランティアの派遣も行なわれている。

表14－4　国連機関の対中国協力（贈与）（ネットディスバースメントベース、百万ドル）

| | 1979年 | 1980年 | 1981年 | 1982年 | 1983年 | 1984年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| WFP | 3.5 | 7.0 | 6.9 | 15.4 | 25.0 | 79.7 |
| UNDP | 1.2 | 11.6 | 15.5 | 18.3 | 20.7 | 15.4 |
| UNICEF | | 0.2 | 2.5 | 4.1 | 6.1 | 5.2 |
| UNHCR | 6.2 | 11.6 | 9.5 | 10.9 | 6.5 | 4.1 |

| | 1985年 | 1986年 | 1987年 | 1988年 | 1989年 | 累計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| WFP | 67.9 | 84.5 | 86.5 | 101.5 | 24.3 | 502.2 |
| UNDP | 14.4 | 17.3 | 27.7 | 31.2 | 30.6 | 203.9 |
| UNICEF | 6.7 | 16.7 | 17.0 | 14.5 | 16.7 | 89.7 |
| UNHCR | 3.6 | 4.8 | 4.6 | 4.0 | 4.1 | 69.9 |

14－3－4. 国際金融機関の対中国協力

（1）ＩＤＡ

①協力の推移

中国は1980年に世銀のメンバー国となり、1982年にＩＤＡは対中国協力を開始した。1989年まで借款は、毎年着実に増加し、総計 2,138.3百万＄に達した。これは対中国多国間（ＯＤＡ分）借款のうち、83.0％を占める。世銀等の借款にはこのほか、非ＯＤＡと見做されるＩＢＲＤがある。ＩＢＲＤの借款は1981年に開始し、1985年、1986年とＩＤＡを上回ったが、1987年にはより条件の有利なＩＤＡの方が上回った。しかし、この両者の協調融資となることがしばしばである。

表14－5　ＩＤＡの対中国協力実績（ﾈｯﾄﾃﾞｨｽﾊﾞｰｽﾒﾝﾄﾍﾞｰｽ、百万ﾄﾞﾙ）

| | ～1981年 | 1982年 | 1983年 | 1984年 | 1985年 | 1986年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 借　款 | － | 0.9 | 67.2 | 123.9 | 213.7 | 282.0 |

| 1987年 | 1988年 | 1989年 | 累計 |
|---|---|---|---|
| 393.6 | 552.0 | 505.0 | 2138.3 |

②協力の戦略（条件、分野、地域、方式等）

世銀借款のうち、ＩＤＡ借款は利率０％、手数料0.75％、10年据置を含め35年償還である。他方、ＩＢＲＤ借款は、利率は変動（商業金融に近い）、５年据置を含め、20年償還である。一般に３年のローリング・プラン方式で案件選定を行なう。世銀自身としては、とくに重点分野を設定しておらず、殆んど全ての分野が対象となっている。しかし、融資条件等の理由から、前者が主として農林水産業、教育、上下水道、地域開発（農村金融）に向けられ、後者が電力、石油、石炭等収益率の高いプロジェクトを対象としている。また、この両者の協調融資の対象としては運輸（鉄道、道路、港湾）、医療、工業等のプロジェクトがある。一般的にいえることは、ＩＤＡ借款の70％が農林水産、教育、上下水道、医療、地域開発分野で占められる。具体的には、農業分野では土壌改良、種子基地、商品食料基地、農業金融等であり、教育分野では大学教育、テレビ教育、農業教育があり、医療分野では農村医療を中心とした医療従事者の教育、医薬品面の協力をしているが、家族計画分野では協力していない。ＩＤＡ借款対象プロジェクトのうち、鉄道、港湾の殆どが、６・五計画および７・五計画の国家重点プロジェクトに属している。方式ではプロジェクト借款のほかに技術協力も実施している。技術協力はＥＤＩ主催の研修コースを中国内で開催し、経済計画、財政、金融の各セクターで研修を実施している。すでに1988年までに 600名を研修した。その一部に日本も協力している。その他、専門家による中国内での講演会も実施

表14－6　世界銀行対中国協力分野別配分(1989.2 現在)

ｺﾐｯﾄﾒﾝﾄﾍﾞｰｽ(Mil. US$)

| | | IBRD | IDA | 計 (%) |
|---|---|---|---|---|
| 農　業 | 9件 | 70.06 | 481.90 | 552.50 ( 7.5) |
| 林　業 | 林業開発地　2件 | － | 100.20 | 100.20 ( 1.3) |
| 水産業 | 淡水養殖　1件 | － | 60.00 | 60.00 ( 0.8) |
| 港　湾 | 大連、上海、天津、広州他　6件 | 444.62 | 50.00 | 494.62 ( 6.7) |
| 道　路 | 高速道路　5件 | 125.00 | 266.00 | 391.00 ( 5.3) |
| 鉄　道 | 鉄道整備　4件 | 815.00 | 70.00 | 855.00 (12.0) |
| 上下水道 | 地方水道、上海下水道　2件 | 45.00 | 180.00 | 225.00 ( 3.1) |
| 医　療 | 地域医療、教育、医薬品　3件 | 142.00 | 150.00 | 292.00 ( 3.9) |
| 教　育 | 大学、放送、教員養成、地方大学　4件 | － | 500.00 | 500.00 ( 6.8) |
| 工　業 | 工業クレジット、リハビリ、ゴム製造、機械　8件 | 765.00 | 275.00 | 1,040.00 (14.1) |
| 発　電 | 水力、火力　7件 | 1,034.00 | － | 1,034.00 (14.0) |
| 石油・石炭 | 石油開発、石炭、天然ガス　6件 | 538.20 | － | 538.20 ( 7.3) |
| 地域開発 | 地域開発クレジット（農村信用）　5件 | 37.00 | 535.50 | 572.50 ( 7.3) |
| 技術協力 | 研修、計画作成　3件 | － | 50.70 | 50.70 ( 0.7) |
| その他 | 4件 | 470.45 | 164.20 | 634.65 ( 8.7) |
| | 69件 | 4,486.87 | 2,883.30 | 7,370.17(100.0) |

出所：世界銀行資料より作成

している。世銀は協力地域の指定をしないため、協力案件は全地域に広がっている。

## 14－4. 日本の対中国協力

### 14－4－1. 協力の推移

日本は贈与を1979年に、また借款を1980年にそれぞれ供与を開始した。1990年までのこれらの合計額は 4,809.7百万＄に達する。また、1989年までの合計額は 4,086.7百万＄であり、これは全二国間（ＤＡＣ諸国＋アラブ諸国）供与額 6,472.1百万＄の63.1%を占め、最大の供与国である。日本の供与額の中に占める贈与の比率は17.8%（1989年までの合計）である。これはオーストラリア、イギリス、スウェーデンの 100%贈与はもとより、カナダ、ドイツ（旧西独）、イタリア、デンマークに比し、贈与の占める比率は低いが、フランス、ベルギー、オランダよりも高い。

日本の1989年までの贈与額 727.9百万＄は全二国間贈与額 1,790.6百万＄の40.7%を占め、最大の供与国である。また、贈与に占める技術協力額 453.8百万＄は62.3%であり、フランス(97.7%)、ドイツ（旧西独）(84.7%)、オーストラリア（81.0%）、イタリア（65.0%）に比して低くなっている。

日本の借款額、 3,358.8百万＄は全二国間借款額 4,681.5百万＄（ＤＡＣ諸国＋アラブ諸国）の71.7%を占め、贈与と同様に、日本は最大の供与国である。日本のＯＤＡに算入される借款は、ＯＥＣＦの実施している有償資金協力を指す。

### 14－4－2. 日本の協力の原則

日本の対中国協力は中国側の要請を受けて行うという要請主義であるほか、1979年12月、当時の大平総理大臣が訪中し、対中協力の開始を表明したが、その折、日本側は次の対中協力三原則を明らかにした。すなわち、それは「軍事協力は行なわない。西側諸国と協調して行なう。ＡＳＥＡＮ諸国とのバランスを考慮して行なう」ことである。現在もこの方針のもとに、有償資金協力、贈与、技術協力とも実施している。また、我が国はこの程（1991年4 月）、政府開発援助を進めるにあたっては、被援助国における「①軍事費の動向、②大量破壊兵器の開発・製造等の動向、③武器輸出入の動向、④民主化・市場経済化・基本的人権の状況」の四点に留意する、との途上国援助四方針を世界に明らかにした。

表１４－７　日本の対中国協力実績（ﾈｯﾄﾃﾞｨｽﾊﾞｰｽﾒﾝﾄﾍﾞｰｽ、百万ドル）

| | 1979年 | 1980年 | 1981年 | 1982年 | 1983年 | 1984年 | 1985年 | 1986年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 贈　与 | 2.6 | 3.4 | 12.1 | 38.6 | 51.1 | 41.5 | 42.7 | 86.9 |
| (技術協力) | (2.6) | (3.4) | (9.6) | (13.5) | (20.5) | (27.3) | (31.2) | (61.2) |
| 借　款 | — | 0.9 | 15.6 | 330.2 | 299.1 | 347.9 | 345.2 | 410.1 |
| 合　計 | 2.6 | 4.3 | 27.7 | 368.8 | 350.2 | 389.4 | 387.9 | 497.0 |

| | 1987年 | 1988年 | 1989年 | 累　計[1] | 1990年[2] | 総　計[3] |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 贈　与 | 130.3 | 154.7 | 164.1 | 727.9 | 201.3 | 929.2 |
| (技術協力) | (76.0) | (102.7) | (106.1) | (453.8) | (163.5) | (617.3) |
| 借　款 | 422.8 | 519.0 | 668.1 | 3358.8 | 521.7 | 3,880.5 |
| 合　計 | 553.1 | 673.7 | 832.2 | 4086.7 | 723.0 | 4,809.7 |

1)、2)、3)は、外務省経済協力局「我が国の政府開発援助」国際協力推進協会による

### 14－４－3.　有償資金協力とその動向

(1) ラウンド制

対中国有償資金協力は、現在のところ一期５年～７年の多年度ラウンド制を採用している。1979年12月、大平総理が訪中の折に協力を表明した６プロジェクト（ただし、この６件のうち、広州・衡陽間鉄道、五強渓水力発電事業については、中国側の経済調整による見直しの結果、第１次円借款期間中の実施は見送られた）の第１次円借款は、1980年～1984年の５年間、供与総額は 3,309億円（プロジェクト借款 2,009億円、商品借款 1,300億円）である。

1984年３月に中曽根総理が訪中した折に協力を表明した７プロジェクトの第２円借款は、1984年～1990年の７年にわたる（ただし１年早く完了、しかも残額が出されたので９案件が追加された）。その外貨所要額は16案件 4,700億円とされた。この他、その後の資金還流計画 700億円が加わる。この第２次円借款の最終年である1989年に６・４事件が発生した。

1988年８月、竹下総理が訪中した折に協力を表明した第３次円借款は、1990年～1995年の６年にわたり、供与総額 8,100億円（一般有償資金協力 7,700億円、資金還流 400億円）が目途とされている。1989年の６・４事件発生によって、同年のアルシュサミットから、我が国も先進国諸国と足並みを揃えて対中制裁に踏み切り、新規案件の実施については慎重に対応することとしたため、実施の遅れが懸念されたが、中国側が国内の安定に努めるとともに事件関係者へ寛大な措置をとり、また対外開放政策の継続を明確にしたため、1990年７月のヒューストン・サミットにおいて海部総理から、中国の孤立化を避け、民主化を促進させるためにも、第３次円借款を徐々に実施していくとの方針表明があり、それに基づき、1990年度分については３回に分けて実施した。なお、その

内訳は総額 122,524百万円、第2次円借款からの継続案件2案件を含めて、17案件を対象とした（表14－8の○印プロジェクトの一部が供与された。ただし、No17は②、④が対象）。

(2) 対象分野および対象プロジェクト

有償資金協力はその性格上、経済インフラが中心であり、中国の場合も同様である。第1次円借款の対象分野は運輸（鉄道、港湾）の分野で、4案件に供与した。その他、商品借款の対象として、石油化学および製鉄が加った。これらはいずれも中国の第6次五ヶ年計画の重要分野であると同時に重点プロジェクトでもあった。

第2次円借款の対象分野もほぼ第1次円借款と同様、エネルギーとインフラ中心であった。従来の鉄道、港湾に電話が加わり、さらにエネルギー分野として新たに電力が加わり、計7案件であった。この第2次円借款の対象分野も完全に中国の第7次五ヶ年計画の重点分野と合致するものであり、7案件のプロジェクトも第7次五ヶ年計画の重点プロジェクトである。しかし、円高および国際間の受注競争の結果残額が生じたので、1988年から、さらに9案件を追加した。ここで、第1次円借款の際に途中で実施が延期された五強渓水力発電プロジェクトが対象となった。追加案件も全て国の重点プロジェクトとなったが、これは中国側が外国の協力案件については、優先的に重点プロジェクトとするからである。第2次円借款にはこのほか、資金還流措置の下での円借款が加わる。これは対外経済貿易投資信託公司を通じたツー・ステップ・ローンであって、輸出企業の設備更新を行うことにより、輸出産業を育成せんとするものである。

第3次円借款の分野は、エネルギー（発電所）、運輸（鉄道、港湾、空港、道路）、通信、都市整備（上水道、都市ガス）、農業（水利、化学肥料工場）等である。資金還流措置の下での円借款は、青島（山東省）と海南省を対象とし、インフラ整備を通じて経済開発を行うものである。（1990年度内に表14－8の○印プロジェクトの一部が供与された。ただし、No17のうち②、④が対象）。分野としては第7次五ヶ年計画から第8次五ヶ年計画にかけての重点分野が含まれており、その多くが第7次五ヶ年計画以降の国家重点プロジェクトとしてカウントされている。

(3) 有償資金協力の条件

有償資金協力の条件をみると、第1次円借款は利率 3.0%、第2次円借款は1984年度分が利率3.25%、1985年度～1986年度分は 3.5%、1987年度分は 3.0%、1988年度～1989年度分が 2.5%、償還期限は一貫して、10年据置を含め、30年償還である。

(4) 有償資金協力に対する中国側の評価

中国対外経済貿易部は有償資金協力について、資金規模が最大であるだけでなく、金

利は他の国の政府借款に比し若干高いが、原則一般アンタイドであり、総体的にみて好ましい借款であり、同時にこれまでの有償資金協力が中国の経済発展に貢献しているものとして認識している。そのため、第１次円借款以降、要請案件、要請金額は増加の一途をたどっている。

### 14－４－4. 無償資金協力（一般）とその動向

対中国無償資金協力は、1979年12月の大平総理（当時）訪中の際に協力を表明した「中日友好病院」建設計画に始まり、近年では年間70億円程度の供与が行なわれている。1990年度までの累計額は630.99億円であるが、その内訳は一般無償資金協力562.39億円（89％）、食糧増産援助37億円（６％）、災害援助5.58億円（１％）、水産無償資金協力15.27億円（２％）文化無償協力 10.75億円（２％）となっている（表14－９）。

一般無償の対象分野は医療、人造り、農業、都市住民の生活関連等が中心となっており、人造り分野では第６次、第７次五ヶ年計画の重点セクターの一つである通信部門の人材育成、青少年育成に貢献している。医療、農業分野は住民の生活・福祉の向上を目的としている。その他、経済開発の基本条件としての標準物質、鉱産物検査などの工業近代化分野、浄水場、飲料水供給等の衛生インフラにも協力が行われている。さらに今後環境分野および文化遺産保護分野に対する協力も行われる予定である。

対象地域は北京が中心であったが、1980年以降、上海市、長春市、新彊ウィグル族自治区、四川省、黒龍江省などの地方に対しても協力が行われており、協力の波及効果と要請機関の受入能力を勘案しながら、今後も地方への協力を拡大していく方向である。また農業生産向上を目的とする食糧増産援助は、全て内陸地区に対して供与されている。

中国側は外国援助を有効に活用する観点から、一般無償案件は原則として機材整備に限定して要請としており、1990年度までの全27案件のうち施設建設を含む案件は６件のみとなっている。

### 14－４－5. 技術協力とその動向

技術協力は、一部経費（研修員の場合は渡航費、専門家の場合は中国における宿泊費）の中国側負担の方式により、1979年に研修員受入、専門家派遣が開始された。1980年からは通常の経費分担方式になるとともに、順次、開発調査、プロジェクト方式技術協力、単独機材供与、青年海外協力隊派遣、青年招へいがそれぞれ開始され、現在に至っている。

#### (1) 研修員受入、専門家派遣、青年招へい

1979年以来1990年までの累計実績は、研修員受入 3,150名、専門家派遣 1,924名に上り、協力開始後12年でいずれも実績上位５ヵ国内に入っている。また、青年招へいは450名である。1990年度の実績は研修員の新規受入 482名、専門家派遣 287名、青年招

へい 200名であり、1986年度以降は安定した実績を見せていたが、1989年度は6・4事件のため若干停滞した。対象分野は多岐に亘るも、累計実績では医療、運輸交通、工業分野が多くなっている。これは、技術協力が開始した当初より、「企業管理」、「鉄道技術協力」及び「中日友好病院」関係の研修員受入、専門家派遣が一定の規模を保ちながら12年来継続していることによる。その他、農業、行政分野が次いでいる。

(2) プロジェクト方式技術協力

1981年に開始した「中日友好病院」プロジェクトを始めとして、1990年度までにあわせて18プロジェクトが実施され、うち1件が終了した。1989年度には新たに4プロジェクトが開始された（表14－10）。年間10プロジェクト以上が実施されている国は、現在中国を含めて4ヶ国となっている。対象分野は上記18プロジェクトのうち、農林水産7、保健医療4、鉱工業4、通信1、運輸交通2となっており農業分野が最も多い。また、この18プロジェクトのうち、4プロジェクトは無償資金協力と結びついた案件であり、技術協力との相乗効果が期待されている。プロジェクトサイトは北京に集中しており、18プロジェクトのうち、北京10、ハルピン2、天津2、上海1、無錫1、瀋陽1、山西省及び北京1、となっている。プロジェクト方式技術協力の浸透に伴い、徐々に地方への広がりも見せているが、内陸部案件は専門家の勤務環境、中国側人員配置も含めた要請機関の受入能力、要請の熟度、内容により慎重に対応していくことになろう。プロジェクト方式技術協力は専門家、研修員、機材の三つの要素が有機的に組み合わされ、目に見える「センター」等の形での影響力の大きい協力が行なわれることから、中国側の評価は高く、要望は強く、例年プロジェクト枠の拡大が要望されている。

(3) 開発調査

中国に対する本格的な開発調査は、1980年の「三江平原龍頭口モデル区農業開発計画」に始まり、1985年度からは毎年8件程度の新規案件を取り上げており、1990年度までに47案件の調査を実施した。調査団の派遣人数実績では、例年上位3～5位を占めている。実施済47件の対象分野は、運輸交通14、水利（農業を除く）6、農業（農業水利を含む）9、工業分野2、鉱物資源開発4、水力発電3、電気通信2、汚染対策4、地域総合開発2、特許情報1、となっており、運輸交通分野が全体の30%を占めている。これは第6次、第7次五ヶ年計画における国家の重点分野である運輸分野の、開発計画における優先度を示すものと言える。このほか工業分野の一つである工場近代化案件は、1982年度より毎年8工場程度を対象とし、1990年までに73工場を実施した。1988年以降は調査経費がかさんだことと、先方の要請内容がしだいにＪＩＣＡベースから乖離したため、年6工場程度に減じた。これらの調査のうち2～3年のタイムラグはあるが、当初は80%程度が実際の改造まで進んでおり、そこから合弁輸出企業に成長していくもの

もあって、国家計画のめざす経済効果の改善向上に直結する協力案件となっている。

なお実施した開発調査と第１～第３次円借款（第３次円借款は予定）との関係を見ると、1990年までの実施済47件のうち、鉄道１、港湾５、空港２、ダム１、電気通信１、工業１、水力発電１、地域総合開発１、の計13件が結びついており、28％を占めている。その他の案件については、外国・国際金融機関の資金を得たもの２、プロジェクト方式技術協力に結びついたもの３、無償資金協力要請に結びついたもの１、自己資金によるもの８、プロジェクト化しないもの３、不明17（このうち８件は1990年以降にわたって調査実施中である）であり、実施済調査の75％は調査結果が何らかの形で具体的な建設に生かされていると考えられる。特にＦ／Ｓ案件のフォローアップ率は９割を超え、途上国平均の６割をはるかにしのいでいる。

(4) 青年海外協力隊派遣

協力隊派遣は1986年に開始し、新規派遣者数は1986年度８名、1987年度19名、1988年度25名、1989年度15名、1990年度は24名と、６・４事件のあった割りには順調な伸びを見せている。対象分野は要望の大きい日本語教師が最も多いが、その他、保健医療、農業水産、工業分野での協力も行われており、さらに対象分野は対象地域ともあわせて拡大する方向にある。

(5) シルバーボランティア派遣

ＮＧＯとの連携による協力の一例として、財団法人日本シルバーボランティアズの対中国技術者派遣事業に対し、1984年度より1990年度までにのべ 480名分の航空運賃の支援を行なっている。すなわち、1984年度の20人を手始めに、その後毎年20人づつ増加し、1987、1988の両年度はそれぞれ80名、1989年度以降は対中国派遣のシルバーボランティア 100名分について支援している。

これらのボランティアは日本の退職技術者により構成されており、主に中国の既存企業の技術改造、日本語教育、農業技術等に対する短期的技術指導を行なっている。特に、生産現場に踏み込んだ実際的な技術の移転がなされる点から、協力隊派遣と並んで中国側の高い評価を受けている。

### 14－４－6. 協力分野のリンケージ

政府ベース協力間のリンケージは、相互協力効果を高める観点から重要であり、従来からも必要に応じて可能な限り、そうした方向で進めてきている。しかし、必ずしも十分でない。その一因は中国側の窓口の分散化にもある。有償資金協力と無償資金協力の間でも、同じ対外経済貿易部に所属するとはいえ、前者は往時の貿易部に属し、後者は対外経済連絡部に属している。また、無償資金協力の窓口である対外経済貿易部と技術協力の窓口で

ある国家科学技術委員会の関係も分かれている。そうした分散したなかでも、関係諸機関の努力で、有償資金協力と技術協力、無償資金協力と技術協力は必要に応じて、相互に協力と連携を計ってきた。有償資金協力と技術協力は比較的連携がとりやすいが、無償資金協力と技術協力、中でもプロジェクト方式技術協力と連携させることは、国家科学技術委員会の意向として、無償資金協力によって比較的大規模な機材を供与した場合、それに続くプロジェクト方式技術協力による機材が、無償資金協力によって供与された膨大な機材の中に埋没することを危惧し、本来その機材だけでひとつのプロジェクトが成立するとの観点から、無償資金協力と技術協力の連携の必要性を認識しつつも、プロジェクト方式技術協力を以て連携せしめることには消極的である。有償資金協力と技術協力の連携は、現在は主として、技術協力の開発調査事業に限定されている。今後とも対中国経済技術協力の効率を計るために、協力スキーム間の連携は一層重要であり、広範囲な協力を計る必要がある。

### 14－4－7. 地域別と協力分野のリンケージ

中国を地域別に大別する場合、一つの方法が、①沿海、②内陸、③辺境（貧困地区）であり、他の一つが①東北、②華北、③華東、④華中、⑤華南、⑥西北という分け方であろう。このような地域差と日本の協力分野（スキーム、業種）の連携の特色を出す必要がある。たとえば、前者のカテゴリーで分ければ、相対的に発展している沿海地方に対しては一層の発展のために隘路となっている経済インフラ整備のため、有償資金協力による協力を行うとともに、技術協力による既存企業の改造、企業人の育成が考えられる。内陸に対しては有償資金協力、技術協力による資源開発、運輸通信面の拡充、農業生産基盤の整備等に協力する。辺境については主として無償協力による生活改善、および技術協力と組み合わせて小規模な現地特産の一次産品加工業を導入する。一方、後者の地域割における協力分野との関係については、東北地区は我が国と地理的にも近く、将来の東アジア経済圏とのからみでも、将来、有償資金協力や技術協力の主な対象地域として考慮されよう。華北、華東地域についても、沿海地域を中心に有償資金協力および技術協力の対象地域となる。

### 14－4－8. 政府開発援助以外の対中国協力

対中協力にはＯＤＡの他に、地方公共団体の友好都市関係による交流、ＮＧＯ、大学研究機関、官公庁間の交流、協力がある。

(1) 地方公共団体の対中国協力

1990年末、103 市町村及び25県（中国側は省）の間で友好都市、県提携を結んでおり、経済、技術、文化面の友好交流及び協力が行われている。技術協力面では、都市計画、

都市建設、都市衛生、大気汚染など自治体特有の技術の交流、協力のための調査団派遣、技術者の受入が行われており、大阪市と上海市との交流から発展して、「上海市大気汚染対策調査」がＪＩＣＡベースにて大阪市の協力を得て実施されたようなケースもある。こうした自治体間の交流実施上の限界要因として、協力資金及び人材養成の問題が挙げられている。

(2) 民間団体の対中国協力

中国に対する協力を行っている主なＮＧＯは、1988年４月時点で12団体ある。（財）シルバーボランティアズは、1980年から1989年まで延べ 582人の退職技術者を短期派遣しており、すでに述べたとおりうち 480名分はＯＤＡで支援している。12団体のうち５団体は医療関係であるが、そのうち（財）笹川記念保健協力財団は、1987年より毎年100名の医療関係者の受け入れ研修（１年間）を行っている。その他、友好協会ベースでは、中国の大学への日本語教師派遣が行われている。

(3) 日中科学技術協力協定による協力

科学技術庁と中国国家科学技術委員会との間で1980年に締結された協定に基づき、情報の交換、専門家交流、共同研究の水平協力が実施されている。年間 180名程度の研究者の往来があり、1990年１月の協議によって、1989年の30プロジクトから、大きく増大し、1990年現在68の協力プロジェクトが稼働している。

### 14－４－9. 政府ベース協力と他の協力・交流スキームとのリンケージ

対中国協力には、政府ベース以外にも友好都市間協力および交流、ＮＧＯ協力が相当数ある。それぞれの協力の効果を高めるという観点から、政府ベースの協力と、これらの協力との間の連携を計ることは重要である。現在すでにシルバーボランティア活動と政府ベースの連携は実施されているし、上海をめぐり、大阪市と政府ベースの協力は行われている。しかし、特に後者では政府ベースの協力に大阪市が部分参加するという形で行われているに過ぎず、必ずしも十分でない。今後はむしろ、地方の国際化の動きを促進する意味から、より積極的に地方公共団体およびその他のＮＧＯの協力活動を支援する必要があろう。同時に、政府ベース協力によって建設されたプロジェクトを、民間等がその後の協力の拠点としてフォローしていくことも必要であろう。

表14－8 (1) 日本の対中国協力案件表（有償資金協力:1/2）

| | | |
|---|---|---|
| 第一次 | 1 | 石臼所港建設計画 |
| | 2 | 兗州・石臼所鉄道建設計画 |
| | 3 | 北京・秦皇島間鉄道拡充計画 |
| | 4 | 秦皇島港拡充計画 |
| | 商品借款 | 商品借款の見返り内貨を「宝山製鉄所」及び「大慶石油化学コンビナート」に充当。 |
| 第二次 | 1 | 衡陽・広州間鉄道拡充計画 |
| | 2 | 鄭州・宝鶏間鉄道電化計画 |
| | 3 | 秦皇島港拡充計画（港丙丁バース建設） |
| | 4 | 連雲港拡充計画 |
| | 5 | 青島港拡充計画 |
| | 6 | 天津・上海・広州電話網拡充計画 |
| | 7 | 天生橋水力発電計画 |
| 第二次追加 | 8 | 国家経済情報システムモデル計画 |
| | 9 | 4都市上水道整備計画（徐州、成都、鄭州、南京） |
| | 10 | 4都市都市ガス整備計画（福州、ハルピン、貴陽、寧波） |
| | 11 | 北京市地下鉄建設計画 |
| | 12 | 〃 上水道整備計画 |
| | 13 | 〃 下水道処理場建設計画 |
| | 14 | 五強渓ダム建設計画 |
| | 15 | 観音閣多目的ダム建設計画 |
| | 16 | 大同・秦皇島間鉄道建設計画 |
| 資金還流 | | 輸出基地開発計画 |

表14－8 (2) 日本の対中国協力案件表（有償資金協力:2/2)

| | | |
|---|---|---|
| 第三次 | ○ 1. 五強渓ダム | 湖南、沅水上流に建設、 120万キロワット |
| | 2. 天生橋第一水力発電所 | 貴州・広西、紅水河上流に建設、 120万キロワット |
| | ○ 3. 観音閣多目的ダム | 遼寧、太子河下流の洪水防護・かんがい用水供給など |
| | 4. 北京三河火力発電所 | 北京市、東方三河に火力発電所建設。40万キロワット |
| | ○ 5. 北京十三陵揚水発電所 | 他発電所の夜間電力を利用した揚水発電、80万キロワット |
| | 6. 山西省河津火力発電 | 60万－70万キロワット、候馬市西に建設 |
| | 7. 湖北鄂州火力発電所 | 60万－70万キロワットの石炭火力、武漢市近郊に建設 |
| | 8. 江西省九江火力発電 | 既存設備を拡張、60万－70万キロワット の供給 |
| | 9. 天津市ガスプラント | 日産 100万立方メートルのガス工場 |
| | ○10. 宝鶏－中衛鉄道 | 陝西・甘粛・寧夏、全長約500キロ 電化単線新設 |
| | 11. 漳平－泉州－肖厝鉄道 | 福建、全長 155キロ、非電化単線新設 |
| | ○12. 衡水－商丘間鉄道 | 河北・山東・河南、全長約400キロ 非電化単線新設 |
| | 13. 南寧－昆明間鉄道 | 広東・雲南、全長約 870キロ電化単線新設。湘桂線と貴昆線を結ぶ |
| | ○14. 神木－朔県間鉄道 | 山西・陝西、電化単線新設。約 270キロの石炭輸送用鉄道（電化単線新設） |
| | 15. 西安－安康間鉄道 | 陝西、全長 274キロ 電化単線新設。陽安線、襄渝線と隴海線を結ぶ |
| | 16. 重慶第二長江大橋 | 四川、道路橋 |
| | ○17. 4都市道路整備事業 | |
| | ①チチハル嫩江道路橋 | 黒竜江、2ヵ所 |
| | ②武漢長江大橋 | 湖北、斜張橋 |
| | ③合肥－銅陵自動車道路 | 安徽、全長 136キロの自動車道路、道路橋など |
| | ④湖北省黄石長江大橋 | 黄石市 |
| | 18. 石臼所港第二期 | 山東、専用バース5つ、200 万トン／年 |
| | 19. 秦皇島港戌巳バース | 河北、専用バース7つ、300 万トン／年 |
| | 20. 連雲港墟溝港区 | 江蘇、雑貨バース6つ、210 万トン／年 |
| | 21. 秦皇島港石炭バース第4期 | 河北、石炭4バース増設、3000万トン／年 |
| | ○22. 深圳大鵬湾塩田港第1期 | 広東、専用6バース、280 万トン／年 |
| | 23. 大連大窯湾バース第1期 | 遼寧、専用6バース、310 万トン／年 |
| | 24. 北京市地下鉄第2期 | 西単－八王墳間約11キロ（総延長12kmのうち） |
| | ○25. 民用航空管制システム | 国内主要空港管制レーダーなど |
| | 26. 北京首都空港 | 空港ターミナル(120,000㎡）、駐機場施設(560,000㎡）など |
| | ○27. 武漢天河空港 | 湖北、新空港（3000メートル級滑走路を備えた空港） |
| | ○28. 9省市電話網拡充 | 天津、上海、広東、浙江、江蘇、黒竜江、福建、陝西、吉林の電話回線増設 |
| | 29. 東北部長距離電話網 | 東北、華北の通信網整備 |
| | 30. 上海宝山地区インフラ整備 | 350MWの石炭火力発電所、石炭、原材料阜頭建設 |
| | ○31. 雲南化学肥料工場 | 昆明市、年産40万トンの重過リン酸石灰 |
| | ○32. 渭河化学肥料工場 | 陝西、年産52万トンの尿素肥料 |
| | 33. 江西化学肥料工場 | 九江市、年産52万トンの尿素肥料 |
| | ○34. 内蒙古化学肥料工場 | フホホト市、年産52万トンの尿素肥料 |
| | 35. 広西化学肥料工場 | 柳州市、年産24万トンのリン安肥料 |
| | 36. 貴州化学肥料工場 | 貴陽市、年産80万トンの重過リン酸石灰 |
| | ○37. 7都市上水道 | 西安、天津、重慶、厦門、鞍山、合肥、昆明の浄水場建設 |
| | 38. 黄河用水路 | 河北省、白洋淀まで導水、河北の農業用水の確保 |
| | 39. 江蘇省蘇北通楡河拡張 | 揚子江からの導水による農業生産向上 |
| | 40. 国家経済情報システム | 重要都市に経済情報処理システム整備 |
| 資金還流 | ○ 青島黄島地区開発 | 山東、道路等のインフラ整備 |
| | ○ 海南省総合開発 | 道路、港湾等のインフラ整備 |

出所：日本経済新聞（1988年8月11日）より作成

表14－9 (1) 日本の対中国協力案件表（無償資金協力:1/2）

| 種　類 | 件　名 | 実施年度 | 供与額：億円 (E/Nベース) | サイト |
|---|---|---|---|---|
| 一般無償 | 中日友好病院 | 1980～82 | 164.30 | 北京市 |
| | 中日友好病院（Ⅱ） | 1986～ | 5.74 | 北京市 |
| | 中国肉類食品総合研究センター | 1984 | 27.00 | 北京市 |
| | 北京郵電訓練センター | 1984 | 22.00 | 北京市 |
| | 鉱産物検査研究センター | 1985 | 11.40 | 北京市他 |
| | 標準物質研究センター | 1985 | 12.20 | 北京市 |
| | 肢体障害者リハビリテーション研究センター | 1985～86 | 33.80 | 北京市 |
| | 日中青年交流センター建設計画 | 1985～88 | 103.91 | 北京市 |
| | 上海医療器械検査センター整備計画 | 1985 | 3.20 | 上海市 |
| | 長春市浄水場整備計画 | 1986～87 | 20.29 | 吉林省 |
| | 北京蔬菜研究センター機材整備計画 | 1986～87 | 10.67 | 北京市 |
| | ウルムチ市水磨溝温泉療養院機材整備計画 | 1987 | 5.00 | 新　彊 |
| | 大興安嶺森林火災復興計画 | 1987 | 13.14 | 内蒙古 |
| | ホータン市児童福祉教育センター建設計画 | 1988 | 10.19 | 新　彊 |
| | 中央電視台日本語教育スタジオ機材整備計画 | 1988 | 5.93 | 北京市 |
| | 四川省第二人民病院機材整備計画 | 1988 | 4.91 | 四川省 |
| | 上海市第六人民病院機材整備計画 | 1989 | 16.08 | 上海市 |
| | 北京電視台機材整備計画 | 1989 | 30.00 | 北京市 |
| | 寧夏看護学校機材整備計画 | 1989 | 1.23 | 銀川市 |
| | 寧夏青少年科学技術教育改善機材整備計画 | 1989 | 1.35 | 銀川市 |
| | 長春市浄水場旧施設改良計画（1/2 期） | 1990 | 9.81 | 長春市 |
| | 貴州省飲料水供給改善計画 | 1990 | 15.00 | 貴定県及び清鎮県 |
| | ベチューン医科大学機材整備計画 | 1990 | 26.00 | 長春市 |
| | 日中友好環境保全センター設立計画（詳細設計） | 1990 | 2.43 | 北京市 |
| | 敦煌石窟文化財保存研究・展示センター建設計画（詳細設計） | 1990 | 0.72 | 甘粛省 |
| | ハルビン工業大学機材整備計画 | 1990 | 4.52 | ハルビン市 |
| | 国際和平婦幼保健院機材整備計画 | 1990 | 1.57 | 上海市 |
| | 食糧増産援助 | 1983 | 5.00 | |
| | | 1984 | 5.00 | |
| | | 1985 | 7.00 | |
| | | 1986 | 5.00 | |
| | | 1988 | 5.00 | |
| | | 1989 | 5.00 | |
| | | 1990 | 5.00 | |
| | 災害援助（洪水・旱魃被害） | 1980 | 2.00 | |
| | 〃　（森林火災） | 1987 | 0.50 | |
| | 〃　（福建省山津波、甘粛豪雨、地震） | 1988 | 1.08 | |
| | 〃　（洪水） | 1989 | 2.00 | |

表14－9 (2) 日本の対中国協力案件表（無償資金協力:2/2)

| 種　類 | 件　名 | 実施年度 | 供与額：億円 (E/Nベース) | サイト |
|---|---|---|---|---|
| 水産無償 | 北京淡水魚養殖センター計画 | 1985 | 7.80 | 北京市 |
| | 北載河中央増殖実験ステーション整備計画 | 1987 | 7.47 | 河北省 |
| 文化無償 | マイクロラボ機材 | 1980 | 0.50 | |
| | 体育研究機材 | 1981 | 0.50 | |
| | 中央テレビ局に対する日本語学習用機材 | 1982 | 0.50 | |
| | 国家図書館に対するコンピューター機材 | 1982 | 0.50 | |
| | 教育部に対する教育研究用図書 | 1983 | 0.50 | |
| | 対外経済貿易部に対するＬＬシステム | 1983 | 0.47 | |
| | 中央楽団に対する楽器 | 1983 | 0.34 | |
| | 林業部に対するパンダ保護機材 | 1984 | 0.50 | |
| | 華南熱帯作物学院に対する気象観測機材 | 1984 | 0.43 | |
| | 文化財保護のための機材 | 1985 | 0.47 | |
| | 社会科学院考古研究所顕微鏡視聴覚機材 | 1985 | 0.48 | |
| | 日中友好囲碁会館視聴覚囲碁機材 | 1986 | 0.27 | |
| | 広東芸術発展センター視聴覚機材 | 1986 | 0.42 | |
| | 上海文化局視聴覚機材 | 1986 | 0.37 | |
| | 中国国家図書館に対する視聴覚機材 | 1987 | 0.45 | |
| | 北京外国語学校に対する視聴覚機材 | 1987 | 0.39 | |
| | 大連外国語学院に対する語学教育視聴覚機材 | 1988 | 0.43 | |
| | 中国放送大学に対する日本語教育番組 | 1988 | 0.49 | |
| | 中国科学技術委員会情報研究所に対する科学技術映画 | 1988 | 0.14 | |
| | 外交学院に対する語学教育視聴覚機材 | 1989 | 0.29 | |
| | 課程教材研究所に対する教材製作用機材 | 1989 | 0.44 | |
| | 宋慶齢児童科学技術館に対する科学原理学習機材 | 1989 | 0.49 | |
| | 内蒙古自治区外語教員訓練センターに対する語学教育用視聴覚機材 | 1990 | 0.46 | |
| | 中央ラジオ・テレビ大学に対する基礎日本語講座テレビ番組用スキット | 1990 | 0.50 | 北京市 |
| | 北京第２福祉院機材整備計画 | 1990 | 0.05 | |

表14－10　日本の対中国協力案件表（プロジェクト方式技術協力）

| 案　件　名 | 協力期間 | サ　イ　ト |
|---|---|---|
| 中日友好病院 | 81.11 ～84.10 | 北京市 |
| 中日友好病院（Ⅱ） | 84.10 ～92.10 | 北京市 |
| 家族計画 | 82.11 ～87.11 | 北京市、上海市、四川省成都市 |
| 天津企業管理研修センター | 83.10 ～91.10 | 天津市 |
| 黒龍江省木材総合利用研究 | 84.10 ～91.10 | 黒龍江省ハルピン市 |
| 肉類食品総合研究センター | 85.04 ～91.03 | 北京市 |
| 中国三江平原農業総合試験場計画 | 85.09 ～93.03 | 黒龍江省ハルピン市 |
| 上海水産加工技術開発センター | 86.01 ～92.12 | 上海市 |
| 北京郵電訓練センター | 86.02 ～92.02 | 北京市 |
| 特許情報検索システム開発 | 86.11 ～91.04 | 北京市 |
| 肢体障害者リハビリテーション研究センター | 86.11 ～91.11 | 北京市 |
| 非鉄金属鉱業試験センター | 87.03 ～92.02 | 北京市 |
| 中国鉄道管理学院 | 87.07 ～91.06 | 北京市 |
| 北京蔬菜研究センター | 88.01 ～92.12 | 北京市 |
| 道路交通管理幹部訓練センター | 88.11 ～93.11 | 江蘇省無錫市 |
| 中日医学教育センター | 89.11 ～94.11 | 遼寧省瀋陽市 |
| 燕山樹脂応用研究開発 | 90.03 ～94.02 | 北京市 |
| 中国黄土高原治山技術訓練計画 | 90.01 ～95.01 | 北京市、山西省 |
| 天津酪農乳業総合開発センター | 90.03 ～95.02 | 天津市 |

（協力期間にはフォローアップ期間を含む）

図14－1　日本の対中国協力案件配置図
（有償：1980～1990）

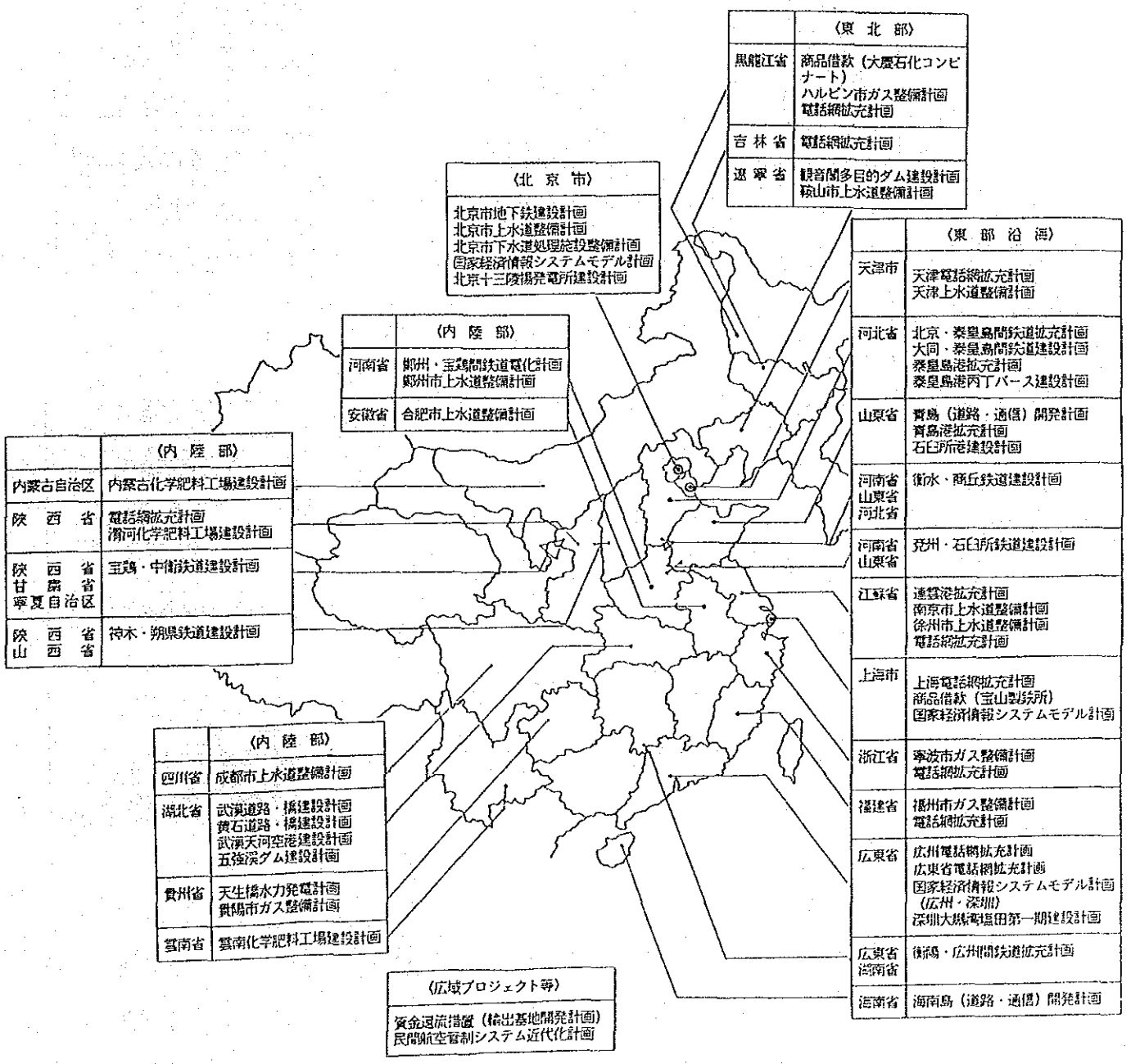

図14－2　日本の対中国協力案件配置図
（一般・水産無償・プロ技協：1980：1990）

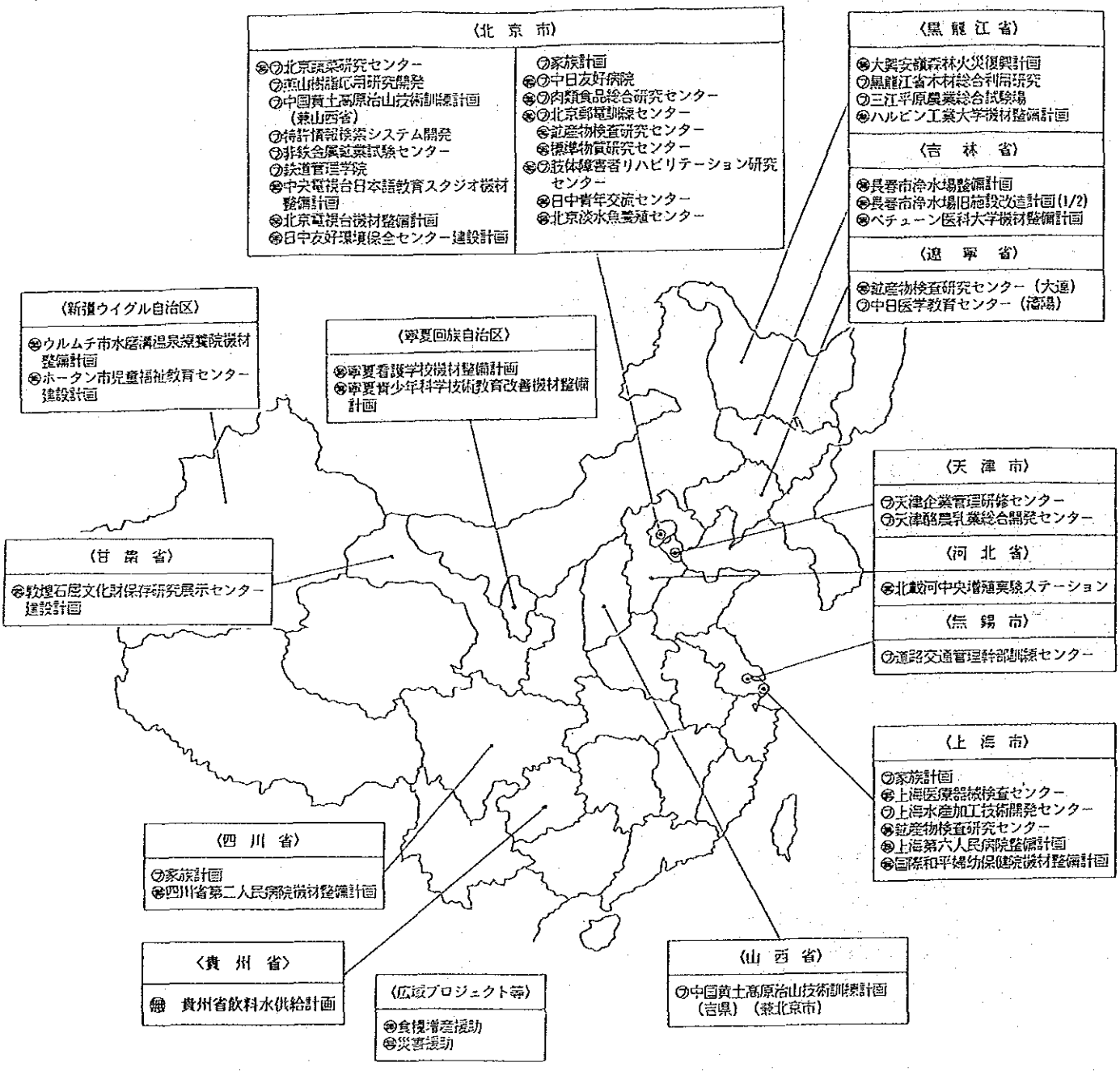

表14－11　中国との友好都市一覧（99組）

91年3月31日現在

| 日本の都市 | 中国の都市 | 提携年月日 | 日本の都市 | 中国の都市 | 提携年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 神戸市 | 天津市 | 1973. 6. 24 | 浦和市 | 鄭州市 | 1981. 10. 12 |
| 横浜市 | 上海市 | 11. 30 | 大牟田市 | 大同市 | 10. 16 |
| 奈良市 | 西安市 | 1974. 2. 1 | 市川市 | 楽山市 | 10. 21 |
| 大阪市 | 上海市 | 4. 18 | 藤沢市 | 昆明市 | 11. 5 |
| 京都市 | 西安市 | 5. 10 | 唐津市 | 揚州市 | 1982. 2. 22 |
| 名古屋市 | 南京市 | 1978. 12. 21 | いわき市 | 撫順市 | 4. 15 |
| 岐阜市 | 杭州市 | 1979. 2. 21 | 夕張市 | 撫順市 | 4. 19 |
| 北九州市 | 大連市 | 5. 1 | 舞鶴市 | 大連市 | 5. 8 |
| 福岡市 | 広州市 | 5. 2 | 秋田市 | 蘭州市 | 8. 5 |
| 大分市 | 武漢市 | 9. 7 | 鹿児島市 | 長沙市 | 10. 3 |
| 熊本市 | 桂林市 | 10. 1 | 和歌山市 | 済南市 | 1983. 1. 14 |
| 下関市 | 青島市 | 10. 3 | 尼崎市 | 鞍山市 | 2. 2 |
| 新潟市 | 哈爾浜市 | 12. 17 | 犬山市 | 襄樊市 | 3. 13 |
| 久留米市 | 合肥市 | 1980. 5. 12 | 福光町 | 紹興市 | 3. 21 |
| 長崎市 | 福州市 | 10. 20 | 山形市 | 吉林市 | 4. 21 |
| 仙台市 | 長春市 | 10. 27 | 長岡京市 | 寧波市 | 4. 21 |
| 四日市市 | 天津市 | 10. 28 | 芦原町 | 紹興市 | 5. 18 |
| 札幌市 | 瀋陽市 | 11. 18 | 佐世保市 | 門　市 | 10. 28 |
| 岡山市 | 洛陽市 | 1981. 4. 6 | 柏　市 | 承徳市 | 11. 1 |
| 長野市 | 石家荘市 | 4. 19 | 境　市 | 連雲港市 | 12. 3 |
| 富山市 | 秦皇島 | 5. 7 | 摂津市 | 蛙埠市 | 1984. 5. 5 |
| 那覇市 | 福州市 | 5. 20 | 津　市 | 鎮江市 | 6. 11 |
| 池田市 | 蘇州市 | 6. 6 | 戸田市 | 開封市 | 8. 21 |
| 金沢市 | 蘇州市 | 6. 13 | 足利市 | 済寧市 | 9. 21 |
| 川崎市 | 瀋陽市 | 8. 18 | 甲府市 | 成都市 | 9. 27 |
| 明石市 | 無錫市 | 8. 29 | 宇都宮市 | 齋齋哈爾市 | 9. 30 |

（続き）

| 日本の都市 | 中国の都市 | 提携年月日 | 日本の都市 | 中国の都市 | 提携年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 韮崎市 | 桂木欺市 | 1984. 10. 10 | 橋本市 | 泰安市 | 1987. 6. 13 |
| 厚木市 | 揚州市 | 10. 23 | 姫路市 | 太原市 | 5. 20 |
| 石巻市 | 温州市 | 10. 23 | 豊橋市 | 南通市 | 5. 26 |
| 大津市 | 牡丹江市 | 12. 3 | 島田市 | 湖州市 | 5. 30 |
| 沼津市 | 岳陽市 | 1985. 4. 5 | 岡崎市 | フホホト市 | 8. 10 |
| 高知市 | 蕪湖市 | 4. 19 | 太田市 | 営口市 | 9. 26 |
| 西有家町 | 叶赫満族郷 | 4. 29 | 高崎市 | 承徳市 | 10. 6 |
| 伊丹市 | 仏山市 | 5. 8 | 枚方市 | 長寧区（上海） | 12. 16 |
| 北上市 | 三門峡市 | 5. 25 | 守口市 | 中山市 | 1988. 4. 18 |
| 西宮市 | 紹興市 | 7. 23 | 成田市 | 陽　市 | 9. 14 |
| 別府市 | 烟台市 | 7. 26 | 浦添市 | 泉州市 | 9. 23 |
| 高岡市 | 錦州市 | 8. 10 | 南陽市 | 南陽市 | 10. 6 |
| 山口市 | 済南市 | 9. 20 | 秩父市 | 臨汾市 | 10. 7 |
| 向日市 | 杭州市 | 9. 28 | 富士市 | 嘉興市 | 1989. 1. 13 |
| 茨城町 | 安寧市 | 10. 5 | 綾部市 | 常熟市 | 5. 12 |
| 相模原市 | 無錫市 | 10. 6 | 稲沢市 | 赤峰市 | 5. 16 |
| 日向市 | 灘坊市 | 1986. 2. 15 | 伊勢崎市 | 馬鞍山市 | 11. 9 |
| 七尾市 | 大連市 | 4. 13 | 福井市 | 杭州市 | 11. 23 |
| 千葉市 | 天津市 | 5. 7 | 岸和田市 | 汕頭市 | 1990. 6. 2 |
| 宇治市 | 陽　市 | 7. 24 | 酒田市 | 唐山市 | 7. 26 |
| 中野区（東京） | 西域区（北京） | 9. 6 | 柏原市 | 新郷市 | 9. 26 |
| 広島市 | 重慶市 | 10. 23 | 高松市 | 南昌市 | 9. 28 |
| 瑞浪市 | 醴陵市 | 1987. 1. 14 | 栃木市 | 金華市 | 10. 30 |
| 高槻市 | 常州市 | 3. 18 | | | |

表14－12　中国との県省友好提携（25組）

91年3月31日現在

| 日本 | 中国 | 提携年月日 |
|---|---|---|
| 東京都 | 北京特別市 | 1979. 3. 14 |
| 愛知県 | 江蘇省 | 1980. 7. 28 |
| 大阪府 | 上海特別市 | 11. 21 |
| 静岡県 | 浙江省 | 1982. 4. 20 |
| 熊本県 | 広西壮族自治区 | 5. 20 |
| 秋田県 | 甘粛省 | 8. 5 |
| 山口県 | 山東省 | 10. 11 |
| 長崎県 | 福建省 | 10. 16 |
| 埼玉県 | 山西省 | 10. 27 |
| 兵庫県 | 広東省 | 1983. 3. 23 |
| 滋賀県 | 湖南省 | 3. 25 |
| 神奈川県 | 遼寧省 | 5. 12 |
| 京都府 | 陝西省 | 7. 16 |
| 新潟県 | 黒龍江省 | 8. 6 |
| 長野県 | 河北省 | 11. 11 |
| 和歌山県 | 山東省 | 1984. 4. 10 |
| 富山県 | 遼寧省 | 5. 9 |
| 広島県 | 四川省 | 9. 17 |
| 山梨県 | 四川省 | 1985. 6. 18 |
| 鳥取県 | 河北省 | 1986. 6. 9 |
| 北海道 | 黒龍江省 | 6. 13 |
| 三重県 | 河南省 | 11. 19 |
| 宮城県 | 吉林省 | 1987. 6. 1 |
| 岐阜県 | 江西省 | 1988. 6. 21 |
| 兵庫県 | 海南省 | 1990. 9 28 |

出所：「国際親善都市連盟」の調査による。

表14－13　対中国協力を行なっている団体

| 団　体　名 | 協力対象分野 | 協　力　概　要 |
|---|---|---|
| アジア眼科医療協力会 | 教育、保健、医療、栄養 | 物資供給、人材派遣、人材受け入れ |
| (財)家族計画国際協力財団 | 保健、医療、栄養、人口、女性の地位向上 | 資金援助、物資供給、人材派遣、人材受け入れ、情報交換 |
| （公益信託）久保田豊資金 | 農・山・漁村開発、教育、地域産業 | 資金援助 |
| (財)笹川記念保健協力財団 | 保健・医療 | 資金援助、物資供給、人材派遣、人材受け入れ |
| (財)日本寄生虫予防会 | 保健、医療、栄養、人口 | 人材派遣、情報交換 |
| 日本キリスト教救らい協会 | 教育、医療、居住 | 資金援助、物資供給、人材派遣、人材受け入れ |
| (財)シルバーボランティアズ | 農・山・漁村開発、教育、保健、医療 | 人材派遣、人材受け入れ |
| (財)緑の地球防衛基金 | 環境保全 | 資金援助、物資供給、人材派遣 |
| 灘神戸生活共同組合 | 保健、医療、栄養、地域産業、難民救援 | 資金援助、人材派遣 |
| 日本生活共同組合連合会 | 教育、保健・医療・栄養、女性の地位向上、居住、環境保全、文化 | 資金援助、人材派遣、人材受け入れ、情報交換 |
| (財)ﾕｰｽﾜｰｶｰ能力開発協会 | 教育、文化 | 物資供給、人材受け入れ、情報交換 |
| 国際飢餓対策機構日本協会 | 農・山・漁村開発、教育、保健・医療・栄養、環境保全、難民救済 | 資金援助、物資供給、人材派遣、人材受け入れ、情報交換 |

出所：ＮＧＯ活動推進センター「ＮＧＯダイレクトリー」

## 14－5. 中国側の受入体制

### 14－5－1. 受入原則等

中国は早くから第三世界の大国として、第三世界の国々に対し協力をおこなってきた。その象徴が1967年～1976年にかけて建設したタンザン鉄道である。こうしたなかで、中国は過去に受けたソ連の協力等を教訓として、自からの対外協力姿勢を、1964年に発表した対外援助八原則あるいは1982年の対アフリカ四原則に凝集した。これらの原則は、今日中国が協力の受取国となった場合も、協力の理想的な形として見做している。その概要は、平等互利、主権尊重、受益国の負担の軽減、協力は受益国の経済的独立に資するもの、協力効果を重視し、受益国の収入増をはかる、最も良質な設備・物資を合理的価額で供与する、技術は受益国が十分習得するまで協力する、形態の多様化等である。他方、現在の中国は協力を受入れる際、協力国の利益も十分考慮するとのことであるが、そのひとつが協力国との友好の象徴としての協力（一般無償資金協力にみる両国首相案件）を尊重していることにある。

### 14－5－2. 受入体制（窓口機関）

(1) 借款窓口の分散化

政府系借款および国際金融機関借款の中国側窓口は以下のとおりである。

①二国間借款：対外経済貿易部
②世界銀行借款：財政部
③ＩＭＦ，アジア開銀借款：中国人民銀行
④ＩＦＡＤ借款：農業部

中国側としてはこうした協力の窓口分散を肯定している。

(2) 無償資金協力

日本に対する協力要請の調整は、対外経済貿易部国際連絡局が行なっている。同局は先進国・国際機関からの贈与による協力の受入窓口となっており、日本とフランスを除く国、機関については技術協力の窓口ともなっている。また、中国は第三世界に対する援助の供与国でもあり、こうした援助事業も上記国際連絡局が担当している。なお対外経済貿易部は組織改革により1983年以降、贈与協力の窓口となったのであり、それ以前に協力を開始した案件、例えば「中日友好病院プロジェクト」については、1983年までは実施機関である衛生部が窓口業務を行なっていた。

(3) 技術協力

日本に対する技術協力要請の調整は、国家科学技術委員会国際科学技術合作局が行なっている。日本とフランスを除く先進国・国際機関の技術協力は (2)の項で上述した通り、対外経済貿易部国際連絡局が担当している。日本が技術協力を開始した1979年の時点では、現在先進諸国・機関の贈与のほとんどを担当している対外経済貿易部は対外貿易部と対外経済連絡部に分かれ、援助受入の体制はまだ確立していなかったため、中国外交部の判断により、技術協力の実施に係る口上書発出権限を、技術協力の受入に積極的な姿勢を見せていた国家科学技術委員会に移譲することが決定された。1983年に組織改革により対外経済貿易部が成立すると、同部国際連絡局が先進諸国機関の贈与受入事業を担当することとなり、日本の無償資金協力と密接に関連する技術協力を同局へ移行すべく、中国国内で検討が行なわれた結果、無償資金協力は対外経済貿易部が受入れるが、上述の技術協力は従来通り国家科学技術委員会が受入れることとなり、現在に至っている。

国家科学技術委員会の主要任務は国内の科学技術プロジェクトの計画批准、評価普及及び対外的科学技術協力事業であり、日本の技術協力も科技庁ベースの科学技術協力とあわせて対外科学技術協力の一環と見なすことが多い。

### 14－5－3. 要請案件の決定過程

(1) 借款

国際機関借款、有償資金等の二国間借款は政府が統一借入れするので、これらについては国家計画委員会主催の全国計画工作会議において、対象案件の選定と必要投資額、外貨と内貨の区分をおこない、その後それぞれの窓口機関を通じて、実務が取扱われる。計画委員会の選定は各機関から、申請された案件をその性格と重要性を検討して、世銀借款と二国間政府借款のうち条件の合う方に振り分ける。

(2) 贈与（無償資金協力、技術協力）

贈与の協力については、各中央部門（部、委員会）または各地方政府の窓口関係部門（無償については各地方省市の経貿委員会または経貿庁、技術協力については各地方省市の科学技術委員会）を通じ、要望の上がって来た案件に対し、対外経済貿易部及び国家科学技術委員会がそれぞれ検討、調整した上で日本に無償資金協力、技術協力の要請として提出している。

無償資金協力の対象案件については、①国家、地方の開発計画に沿っているか、②要請機関の受入能力（人、資金、設備）があるか、③日本の援助制度、原則に合致するか、日本の得意な分野であるか、を検討した上で、対外経済貿易部が国家計画委員会、外交部、国家経済委員会（現在は計画委員会と合併）と協議の上決定している。

技術協力の対象案件、特にプロジェクト方式技術協力案件については、①緊急のニーズのあるものか、②生活・福祉の向上に関係するものか、③他の形態の援助に結びつく可能性があるか、④要請機関が既に日本側の協力機関を得ている場合はその状況等、を配慮して国家科学技術委員会が調整している。日本側に正式要請を提出するまでには、同委員会と要請機関及びその関係機関との間で、要請内容と協力形態、要請機関側の負担事項等についての議論が行なわれ、関係者の十分なコンセンサスを得た上での要請となっている。なお国家科学技術委員会には自身の行なっている科学技術発展のための計画（下記参照）にＪＩＣＡの協力を結びつけて実施したいとの要望がある。

科学技術発展のための計画

①重点研究計画（経済問題の解決）

②星火計画（村おこし）

③高級技術発展計画（国際協力、共同研究）

④タイマツ（火炬）計画（新技術の産業化）

⑤基礎研究（開放実験室）

### 14－５－4. 案件要請の基準

外国協力案件要請および評価に際し、中国側は一般にそれが経済・社会開発計画の重点分野に該当することをひとつの重要な基準としている。過去の経験から、外国協力となった案件は大体において、重点プロジェクトに算入されているからである。

他方、国家科学技術委員会は、次の諸点も評価の指標としていることが最近明らかとなった。

(1) 両国の経済、貿易の発展に如何なる役割を果たしたか。

(2) 管理技術も含め、先進的技術（実用技術も含め）の導入に寄与したか。

(3) 中国の技術開発と人材育成に寄与したか。

(4) 両国の友好促進に寄与したか。

また、対外経済貿易部も外国協力受入れの基準として、経済効果の大小、人民の生活向上への寄与、両国の友好促進および相互理解の象徴性の有無等が考えられると指摘した。

## 14－ 6. 中国の対外債務およびその返債能力

中国の対外債務は1990年末で 458.2億＄（注１）である。中国政府は1991年度予算で、80億元（15.3億＄）の債務返済充当を計上しており（1990年は43.83 億元（８億＄））、

また、1990年の輸出総額は621 億＄であり、さらに外貨保有額は1990年年末で 234億＄である。借款償還率はきわめて健全であり、まだ十分外貨の借り入れ余裕がある。

なお、1989年末の対外債務は413 億＄であり、そのうち短期債務は47.7億＄、長期債務は 375.3億＄である。1988年末に比し、13億＄(3.25％増）であり、前４年間の年平均36.29％増より低く、債務率81.9％で国家警戒線の 100％よりも低いので、1990年の増加額はとくに問題にならない。1989年末の短期債務の比率は、1988年末の 18.25％から10.34％に下がっている（注２）。

さらに世銀によれば、その債務指標の見通しは、「1990年での債務の対ＧＤＰ比率は、8.5％、ＤＲＳ全体で 9.2％となろう。公的債務及び公的保証による中長期債務（利子を含む）の返済総額は1989年の43.8億＄から1990年の58.1億＄となろう。その後、1994年までは減少し、1995年に上昇する。ＤＲＳは徐々に減少し、1995年には 5.7％程度となろう。その結果、債務の対ＧＤＰ比率は 6.3％程度となろう。」という。

また、中国政府は外国借款については、統一的に割り振り、合理的に使用し、特に海外のコマーシャル・ローンに使用については、引き続き規制を加えるという（注３）。

以上のように、中国は今後とも借款の借り入れについては公的なものを主とし、民間資金はむしろ、投資の方に重点を置き、そのための投資環境整備に力点を置くことになる（注４）。いずれにせよ債務問題はこうした国家意志が重要であるので、よほどのことがなければこの方針が堅持されるであろう。したがって借款の償還については、70億＄とも100億＄ともいわれる1992年のピーク時を乗り切れば、あとはさほど問題ないと考えられる。しかし、現下の世界的な資金逼迫の下では、国際的金利も上昇するし、世界貿易の動向によっては楽観できない。

他方、中国ではアジアＮＩＥＳからの投資が沿海地方を中心にますます活発化しており、開放体制下における経済の先行きの環境は明るいものがあろう。

（注１）：国際経済・社会発展十ヶ年計画と第８次五ヶ年計画の要項に関する報告書
　　李鵬総理
（注２）：人民日報1990年５月５日
（注３）、（注４）：1991年度計画案について報告、雛家華国家計画委員会主任

## 14－ 7. 恒常的政策対話機構の設置

現在、政府間援助については、当然ながら両国政府間の代表である大使館、とりわけ日本大使館を中心に、ＯＥＣＦの現地代表、ＪＩＣＡの現地事務所が先方の援助窓口機関や外交部と不断に連絡を保っている。また、年に１回は有償資金協力、無償資金協力、技術協力のそれぞれの事務担当者が会合をもって、過去１年間の評価、問題点、さらには、次

の１年間の援助計画を話し合うことになっている。

他方、日中間に全般の諸問題について検討しあう、双方の有識者による「日中21世紀委員会」が、1984年９月に初会合を開いて以来、６・４事件までは大旨１年に一回づつ開催されていた。これは各分科会に別れている。また、民間分野では「日中民間人会議」が1984年６月の第一回会議を開いて以来、２年おきに会議が持たれている。さらに1990年に入って、経済界による「日中投資促進機構」が設立され、日中間の民間投資業務が円滑に推進されるべく計られることになった。その他、経済・学術・文化の諸会議は多数ある。

以上の如く、日中間の各レベル、各分野における対話の機会は多いが、対中国援助がさらに増大し、その及ぼす範囲がいっそう広範になれば両国の国民レベルでの対話も必要となろう。そのためには、「日中21世紀委員会」に日中間の援助問題を検討するための「援助部会」の如き場を設けることも必要になるであろう。

## 〈資料1〉　中国国別援助研究会委員名簿（休止前）

（平成元年1月～6月）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 座　長 | 大来　佐武郎 | 内外政策研究会<br>国際大学 | 会　長<br>名誉学長・理　事 |
| 座長代行 | 香西　　泰 | （社）日本経済研究センター | 理　事　長 |
| | 天野　貞夫 | 海外経済協力基金 | 業務第二部部長 |
| | 小島　麗逸 | 大東文化大学 | 国際関係学部教授 |
| | 小林　　実 | 日本興業銀行 | 常務取締役 |
| | 斉藤　　優 | 中央大学 | 経済学部教授 |
| | 桜井　　泰<br>（平成元年4月まで） | 経済団体連合会 | 経済協力部部長 |
| | 伴　　正一 | （財）日中友好会館 | 理　事　長 |
| | 藤原　勝博<br>（平成元年4月から） | 経済団体連合会 | 経済協力部部長 |
| | 牧田　憲哉 | 日本輸出入銀行 | 海外投資研究所<br>副　所　長 |
| | 矢吹　　晋 | 横浜市立大学 | 商学部教授 |

（敬称略　五十音順）

## 〈資料２〉　中国国別援助研究会委員名簿（再開後）

（平成３年５月～１２月）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 座　　長 | 大来　佐武郎 | 内外政策研究会<br>国際大学 | 会　　長<br>名誉学長・理　事 |
| 座長代行 | 香西　　泰 | （社）日本経済研究センター | 理　事　長 |
| | 天野　貞夫 | 海外経済協力基金 | 理　　事 |
| | 川田　康稔 | 日本輸出入銀行 | 海外投資研究所<br>副　所　長 |
| | 小島　麗逸 | 大東文化大学 | 国際関係学部教授 |
| | 小林　　実 | 日本興業銀行 | 顧　　問 |
| | 斉藤　　優 | 中央大学 | 経済学部教授 |
| | 伴　　正一 | 弁護士（元中国公使） | |
| | 藤原　勝博 | 経済団体連合会 | 経済協力部部長 |
| | 矢吹　　晋 | 横浜市立大学 | 商学部教授 |

（敬称略　五十音順）

## 〈資料3〉中国国別援助研究会タスクフォース名簿（休止前）

（平成元年1月～6月）

| | | |
|---|---|---|
| 主　査 | 桜井　国俊 | 国際協力事業団　国際協力専門員 |
| | 宇田川和夫 | （財）国際協力サービスセンター　研究員 |
| | 大橋　英夫 | 三菱総合研究所　総合調査部　研究員 |
| | 小川　和子 | 海外経済協力基金　経済部<br>上級カントリーエコノミスト |
| | 桑島　京子 | 国際協力事業団　企画部　地域課 |
| | 高原　明生 | 東大中国研究会 |
| | 富本　幾文 | 国際協力事業団　国際協力総合研修所<br>調査研究課　課長代理 |
| | 永友　政敏 | 国際協力事業団　農林水産計画調査部<br>農林水産技術課　課長代理 |
| | 藤谷　浩至 | 国際協力事業団　青年海外協力隊事務局<br>派遣第一課 |
| | 村上　　博 | 国際協力事業団　社会開発協力部<br>開発調査第一課 |
| アドバイザー | 八島　継男 | 国際協力事業団　研修事業部　次長 |

## 〈資料４〉中国国別援助研究会タスクフォース名簿（再開後）

（平成３年５月～１２月）

| | | |
|---|---|---|
| 主　査 | 桜井　国俊 | 国際協力事業団　国際協力専門員 |
| | 石原　享一 | アジア経済研究所　地域研究部　主任研究員 |
| | 柿沼　　潤 | （財）国際協力サービスセンター　研究員 |
| | 神谷　克彦 | 国際協力事業団　社会開発調査部　計画課 |
| | 清水　健二 | 国際協力事業団　国際協力専門員 |
| | 鈴木　正彦 | 国際協力事業団　国際協力専門員 |
| | 高原　明生 | 桜美林大学　国際学部　専任講師 |
| | 富本　幾文 | 国際協力事業団　無償資金協力部<br>基本設計調査第一課　課長代理 |
| | 升本　　潔 | 国際協力事業団　国際協力総合研修所<br>調査研究課 |
| アドバイザー | 八島　継男 | 国際協力事業団　大阪国際研修センター　所長 |

## 〈資料5〉　中国国別援助研究会現状分析編執筆者名簿

| | |
|---|---|
| 1．マクロ経済・開発計画 | 大橋　英夫 |
| 2．政治・行政 | 高原　明生 |
| 3．国際情勢 | 佐々木弘世[1] |
| 4．農業・畜産・水産 | 白石　和良[2] |
| 5．林　業 | 白石　和良 |
| 6．鉱工業・エネルギー | 藤谷　浩至、升本　　潔 |
| 7．運輸・交通・通信 | 村上　　博 |
| 8．流　通 | 八島　継男 |
| 9．都　市 | 八島　継男 |
| 10．保健・医療 | 富本　幾文 |
| 11．人的資源 | 宇田川和夫、柿沼　　潤 |
| 12．環境保護 | 桜井　国俊 |
| 13．貧困地区開発 | 八島　継男 |
| 14．援助分析 | 八島　継男、桑島　京子 |

1）佐々木弘世　国際協力事業団　国際協力総合研修所
調査研究課　課長代理

2）白石　和良　農林水産省　農業総合研究所
海外部　計画経済地域研究室　室長

中国国別援助研究会報告書

（非売品）　1991年12月　初版第1刷発行
編集・発行　国際協力事業団
国際協力総合研修所
〒162　東京都新宿区市ヶ谷本村町10-5
国際協力センタービル
電話(03)3269-2911

印刷製本　株式会社カントー

©JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY(JICA)
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL COOPERATION 1991 Printed in Japan

JICA